

5. 竹島問題に関する韓国の主張の形成過程

—1947年と1996年の言説の検証—

藤井 賢二

第一部：1947年—韓国の主張形成のはじまり—

はじめに

韓国の竹島領有主張は1947年に始まったと考えられる。本稿第一部は、この1947年に焦点を当てて当時の領有主張とその意味を考えるものである¹。

①日本による朝鮮統治期の「竹島」

韓国国立中央図書館ウェブサイトの「大韓民国新聞アーカイブ」²で、竹島が島根県に編入された1905年から日本の朝鮮統治が終了した1945年までの新聞記事を「竹島」で検索すると618件ヒットする。うち地名の「竹島」を含む記事は123件であり（他は人名など）、この中で現在韓国が不法占拠している竹島（韓国名「独島」）に言及したのは、「涼を求めて行く(十二)海上の情誼 船と船との心配 鬱陵島紀行...白洋生」(1924年8月21日付『朝鮮新聞』(京城))と「豪雨を衝き海軍機来る 鬱陵島上からは住民の歓迎の聲」(1926年7月30日付同紙)の二つだけである。前者は齋藤實朝鮮総督の鬱陵島訪問の随行記で、駆逐艦「楓」が岩石資料採集のために竹島に向う予定とある。後者は横須賀海軍航空隊所属の飛行艇二機が舞鶴から元山までの飛行中に竹島を目印にしたとある(同日付『京城日報』(京城)にも同趣旨の記事「雨中に隠岐を發った海軍の二機 日本海上で冒険飛行」があるがヒットしない)。123件のうち上記を除く記事は他の「竹島」に関するものである³。日本統治期の朝鮮半島居住者の多くが竹島を知っていたとは思われない。

「大韓民国新聞アーカイブ」では、他に次の二つの竹島関連記事を読むことができる。「ヤンコ島」で検索すると1926年4月3日付『京城日報』に「絶海の寶島 鬱陵島から三十哩、珍しいあしかの群」という大邱発の記事があり、また「ランコ島」で検索すると1935年7月11日付『朝鮮新聞』の隠岐にあった島根県立商船水産学校漁撈科三学年の朝鮮東岸視察旅行を報じ

¹1947年の朝鮮人の認識に焦点を当てた先駆的論考として鄭秉峻^{チョン・ビョンジュン}『独島 1947—戦後独島問題と韓米日関係—』(トルベグ 2009年8月 坡州)がある。また、2022年10月に『解放後鬱陵島・独島調査および事件関連資料解題：1947年朝鮮山岳会鬱陵島・独島学術調査関連新聞雑誌およびその他資料.2』(先人 ソウル、以下『関連資料解題』と略記)が刊行された。

²<https://nl.go.kr/newspaper/>。2022年9月11日最終アクセス。本稿で取り上げる南朝鮮・韓国の新聞記事は、『東亞日報』や『朝鮮日報』などを除き、このアーカイブによる。『東亞日報』は「国史編纂委員会」の「韓国史データベース」(<https://db.history.go.kr/>)、『朝鮮日報』は「NAVER ニュースライブラリー」(<https://newslibrary.naver.com/search/searchByDate.naver>)による。

³水路部編刊『朝鮮沿岸水路誌』1巻(1933年1月)と同2巻(1934年8月)には計23件の「竹島」の説明があるように、朝鮮半島周辺には複数の「竹島」があり、誤解が生じることがある。たとえば、岸本充弘「鳥居重吉資料に見る大正期のトロール漁業と竹島」(『社会システム研究』18号(北九州市立大学大学院社会システム研究科 2020年3月))には、大正5年2月21・22日にトロール漁船「第貳玉姫丸」が竹島で操業したとあるが(62頁)、この竹島は済州島西端の竹島である。なお、「大韓民国新聞アーカイブ」では「鬱島郡の配置顛末」(1906年7月13日付『皇城新聞』)も「竹島」でヒットするが、記事中の「竹島石島」は現在の竹島ではない。

た記事があり、最終日程に「ランコ島に寄港」とある（「島根商船水産校浦項視察團來る」）⁴。前者の記事中に「最近發動機船の使用に伴い鬱陵島よりは僅に海上三十マイルを隔つることとて近頃はランコ島に漁獲に出かけるものが激増するようになった」とあるのは、この頃、鬱陵島の日本人缶詰製造業者が竹島の漁業権を隠岐の保有者から私的に買って出漁し始めたことと関係すると思われる⁵。ただし、鬱陵島の漁業者の出漁は隠岐の漁業者に島根県が免許した漁業権に基づいて行われ、自由に行われたわけではない。また、後者の記事の背景には、イワシ油肥製造業を中心とする 1930 年代の朝鮮東岸水産業の隆盛があった。日本統治期の朝鮮水産業の発展によって竹島を知る機会を得た朝鮮半島居住者がいたことは考えられる。

ところで、「大韓民国新聞アーカイブ」を「獨島」で検索すると、鬱陵島の東に近接する小島、竹嶼に言及した次の三つの記事がヒットすることに注意したい⁶。「鬱陵島から總監巡視に隨行して(七) 和島生」(1928 年 9 月 5 日付『京城日報』)は池上四郎政務總監の鬱陵島視察の隨行記であるが、「鬱陵島の立岩及竹島の遠望」と説明された写真の「竹島」は竹嶼である(この写真は 1929 年 7 月 3 日付『釜山日報』(釜山)や 1932 年 7 月 13 日付『東亞日報』(京城)にも掲載された)。「明眉なる鬱陵島探勝 島を一巡して 一記者(四)」(1929 年 8 月 14 日付『朝鮮時報』(釜山))の、「全島□□樹が鬱蒼として居る」(□は不明字)という説明のある「竹島」も竹嶼である。「雨に煙る島影」(1933 年 7 月 2 日付『京城日報』)にも、「鬱陵島の島北海から沖へ約半里のところに竹島という属島がある」という竹嶼の写真の説明がある。

韓国は竹島と竹嶼とを混同させて竹島領有を主張したことがある⁷。「獨島」で竹嶼関連記事がヒットする「大韓民国新聞アーカイブ」により、そのような混同が繰り返される恐れがある。

②慶尚北道知事の「鬱陵島所属獨島領有確認の件」

(1)「獨島(竹島)に関する調査の件」

サンフランシスコ平和条約で竹島が日本領に残ることを米国政府に告げられ、同条約は 1951 年 9 月 8 日に署名されたにもかかわらず、韓国政府は竹島を韓国領とすることを求めた⁸。同年 8 月 31 日、韓国政府内務部は「ドク島が我国領土であることを確認できる点を至急調査するよう」慶尚北道に求め、これに対する同年 9 月 1 日起案の慶尚北道知事から内務部長官への報告「獨島(竹島)に関する調査の件」では、「本道の既調査資料および文献」として、次の資料が挙げられた⁹。

⁴関連資料として、島根県立商船水産学校の昭和 9 年度の学校要覧『島根県立商船水産学校一覽』がある。内閣官房 領土・主権対策企画調整室のウェブサイトの「竹島資料ポータルサイト」に掲載されている(<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/shiryo/takeshima/index.html>)。

⁵拙稿「戦前の竹島・鬱陵島間海域におけるサバ延縄漁業試験について」(『島嶼研究ジャーナル』5 卷 2 号 島嶼資料センター 2016 年 3 月 東京)、同「竹島問題と日本統治期の朝鮮水産開発」(同 6 卷 2 号 2017 年 3 月 東京) 参照。

⁶「獨島」で検索してヒットする竹島関連記事は「鬱倅報告内部」(1906 年 5 月 9 日付『皇城新聞』)と「無變不有」(1906 年 5 月 1 日付『大韓毎日申報』)があるが、これら以外は見当たらない。「沈興澤の報告」に関係するこの二つの記事は、朝鮮半島にあった政府が竹島を管理していた記録ではない。

⁷たとえば、韓国政府は外務部編刊『外務行政の十年』(1959 年 5 月)で「獨島に対する韓国の領有権を証明する文書」として、日本旅行協会編刊『昭和十三年版 旅程と費用概算』(1938 年 6 月 東京) 930 頁の朝鮮の「極東」は「慶尚北道鬱陵島竹島」という記述を挙げた(177 頁)。しかし、この「竹島」は、北緯 37 度 31 分 5 秒、東経 130 度 56 分 30 という経緯度表示で、竹嶼であることがわかる。

⁸拙稿「サンフランシスコ平和条約の領土条項と竹島 - 1951 年の交渉経緯を中心に -」17 頁参照。
<https://www.jjia.or.jp/column/2022/07/Besshi.pdf>

⁹「獨島(竹島)に関する調査の件」(韓国国家記録院所蔵資料 管理番号: BA0182403 生産年度: 1951

一、獨島（竹島）関係調書

「獨島（竹島）（東西方二嶼）」、「水路告示第二千九十四號」、「韓国水産誌第一輯（一一〇頁、一一一頁）抜粋」、「朝鮮沿岸水路誌 昭和八年刊 海軍省編纂」、「鬱陵島所属獨島領有確認の件」

二、獨島（竹島）美空軍爆撃事件関係調書

「檀紀四二八一年六月八日 美軍飛行機爆撃（誤認）事件経緯」、「経緯報告」

三、朝鮮半島経緯度表抜粋

（朝鮮統計協会発行「朝鮮経済図表」 姫野實編二頁 昭和十五年十二月二十三日発行）

「三、朝鮮半島経緯度表抜粋」は、姫野實『朝鮮経済圖表』（朝鮮統計協会 1940年12月 京城）本文2頁の「朝鮮半島極端経緯度」のことであった。そこには「極東」として「慶尚北道鬱陵島竹島」とあったが、東経130度56分23秒という経度から、これは竹島ではなく「竹嶼」と考えるのが自然である¹⁰。

(2)「鬱陵島所属獨島領有確認の件」と新聞報道

上記「獨島（竹島）に関する調査の件」の「一、獨島（竹島）関係調書」の資料中に、南朝鮮過渡政府民政長官宛の慶尚北道知事による1947年6月17日付「鬱陵島所属獨島領有確認の件」（12～15枚目）がある（下線部）。これは、現在確認できる中でもっとも古い、韓国の主張を記した文書である。南朝鮮過渡政府とは、在朝鮮米軍政庁が同年6月3日に政庁内の朝鮮人側の機構を改称したものである。「二、獨島（竹島）美空軍爆撃事件関係調書」の資料中の「経緯報告」¹¹に「解放後、盃陵島（鬱陵島のこと・藤井補註）民は本島の所属が不分明なので漁獲上躊躇したので当時の島司は本島領有権原確認を政府に申請」したとある（19枚目）。「鬱陵島所属獨島領有確認の件」はこの「申請」に係るのであろう。

「鬱陵島所属獨島領有確認の件」本文は「鬱陵島東方海上四十九海里に獨島」があるという説明から始まり、「日本島根県隠岐島よりは鬱陵島に接近」しているので大韓帝国（1897～1910年）末期には「我が国の領土と確認」したとある。そして、「日本の侵略を憂慮して」作成されたとする、沈興澤の報告を取り上げ、その写しを添付したと述べて「本島が朝鮮の領有であることを確認公布していただきたい」と結ばれていた。

本文に続く「記」では5項目が列挙されている。第1項目は、鬱陵島民が古くから出漁していたが、大韓帝国末期には「国力の疲弊した関係で（日朝—藤井補註—）どちらの領土なのか明らかでなかったこと」。第2項目は、日本統治期の鬱陵島在住日本人が「獨島を元来日本領と妄

生産機関：内務部地方行政局行政課）。内務部の調査指示は27枚目。報告表紙は1・2枚目。「獨島（竹島）に関する調査の件」では標題以外にも、地図（8枚目）と内務部の調査指示に「獨島（竹島）」という表記がある。当時の韓国人の「獨島」という呼称への執着は現在ほど強くなかった。前掲註(3)『朝鮮沿岸水路誌』第1巻を翻訳した海軍本部水路官室編刊『韓國沿岸水路誌』1巻（1952年1月）の「鬱陵島及竹島」の項で、冒頭一カ所を除き、「獨島」ではなく「竹島」の名称がそのまま使用された（86～92頁）ことも、それを示している。『韓國沿岸水路誌』1巻は松澤幹治氏の提供による。

¹⁰ 崔南善『朝鮮常識問答全篇』（東明社 1948年12月 ソウル。1997年2月に民俗苑（ソウル）から影印本刊行）にも、朝鮮の島嶼の東端は東経130度56分23秒とある（14頁）ことが知られている。

¹¹ 慶尚北道作成と推定されるこの「経緯報告」は、1948年6月8日の米軍機による竹島爆撃事件および1950年の同事件の慰霊碑建立を説明したものである。「経緯報告」に記録されている慰霊碑の碑文では「死亡および行方不明十四名 重軽傷六名 船舶破壊四隻」である。

信していたので」朝鮮人たちはこれに対して何か言う能力や必要がなかったこと。第3項目は、「独島は無人島で、海狗、獵虎等の海獣および甘藷（ワカメのこと・藤井補註）、鮑貝等の生産が頗る多い東海の宝島であること」¹²。第4項目は、「近日には日本境港某日本人の個人所有となつて漁獲を禁じるという便りがあること。今年卯月（四月のこと・藤井補註）中旬鬱陵島漁民が獨島に出漁したが、国籍不明の飛行機から機関銃掃射を受けたことがあったこと」。第5項目は、「旭日昇天時にはもちろんで午後でも天気が晴朗な時は盍陵島から本島を歴々眺望できること」であった。

「鬱陵島所属獨島領有確認の件」の内容は、1947年6月20日付『嶺南日報』（大邱）の「鬱陵島に無人島発見 我々の所有が明確だ！」〔資料①〕、同日付『大邱時報』（同）の「倭賊日人の見当はずれのたくらみ 鬱陵島近海の小島を自分の所有だと漁区として所有」〔資料②〕、そして同年7月23日付『東亞日報』（ソウル）の「版圖に野慾の觸手 捨てられない日人の侵略性 鬱陵島近海「獨島」問題再燃」〔資料③〕で報道された。竹島領有主張を掲載した新聞記事は、これらが最初と考えられる¹³。

③「沈興澤の報告」

「鬱陵島所属獨島領有確認の件」にその写しが添付されている「沈興澤の報告」は、1906年3月に現在の竹島と鬱陵島を訪れた島根県の視察団から前年2月22日の竹島編入を聞いた鬱陵島郡守沈興澤が、江原道觀察使宛に作成したもので「本郡所属獨島」という文言があった。

「沈興澤の報告」は、1947年6月の前記二つの大邱の地方紙のみならず、中央紙でも、同年10月15日付『漢城日報』（ソウル）の記事「独島の国籍は朝鮮 嚴然たる証憑資料も保管」で紹介された¹⁴。申奭鎬¹⁵も、最初期の韓国の領有主張を整理した「獨島所属に對して」（『史海』

¹²『朝鮮語辞典』（朝鮮総督府 1920年3月、1974年12月に国書刊行会（東京）より復刻）では해구（海狗）をオットセイ、해마（海驢）をアシカと区別しているが、この記事の「海狗」はオットセイではなくアシカである。1947年8月24日付『嶺南日報』に、朝鮮山岳会が派遣した調査隊が竹島で「海狗」三頭を捕えたという記事があり、「海狗」を「오토세이」¹⁵とハングルで記している。しかし、同年11月15・18日付『ソウル新聞』（ソウル）の掲載の尹炳益「カジエ（獨島産）」・「カジエ（獨島産）（承前）」では、これらは「海狗」（オットセイ）ではなくアシカであると訂正された。調査隊に同行した申奭鎬が1948年に書いた「獨島所属に對して」にも「付近の岩嶼にはカジエ（可支）俗稱오토세이（海驢）が群棲し」とある（90頁）。1947年9月1日付『自由新聞』には、朝鮮山岳会の報告として「興味深いのは獨島で、「해로」（오토세이에似たもの）が棲息していた」とあるが、해로는해려であろう（同年9月3日付『工業新聞』記事にも同一の文章がある）。このようなアシカとオットセイの混同は日本統治期からあった。1940年6月3日付『毎日申報』（京城）に昌慶苑動物園に米国から「O시까（海驢）」が来たという記事があるが、同年12月22日付・1941年11月2日付同紙記事での同じ写真の説明では물개=オットセイになっている。1940年6月3日付記事でアシカの産地として竹島は挙げられていないのは興味深い。なお、竹島でアシカが「群棲」していたという記述は、調査隊に参加した石宙明の「鬱陵島の自然」（1947年9月9日付『ソウル新聞』）にもある。

¹³『大邱時報』と『東亞日報』の記事は前掲註(1)『独島 1947』で紹介された。これらに先立つ竹島関連記事として、1947年5月23日付の『中央新聞』（ソウル）と『現代日報』（同）、同月24日付『民衆日報』（同）にワカメ採取のため鬱陵島から同島「東南方 50 里」にある無人島“독섬”¹⁶に向つた」5名乗組みの漁船が行方不明になったという鬱陵島発の記事がある。

¹⁴この他に同日付の『大東新聞』・『工業新聞』・『獨立新聞』（以上ソウル）、『婦女日報』（大邱）、翌16日付『水産經濟新聞』（ソウル）で紹介された。

¹⁵申奭鎬は国史館長（在職 1946～49）、初代国史編纂委員長（在職 1949～65）を歴任し、日韓両国政府間の竹島問題に関する見解の交換で韓国側見解作成に関わった。

1 朝鮮史研究会 1948年12月 ソウル) で取り上げた(96頁)。しかし、「沈興澤の報告」は大韓帝国政府が日本政府に竹島編入について抗議したものではない。また領有権を主張するために必要な「国家権能の平穩かつ継続的な表示」が行われたことを示すものでもない¹⁶。このように沈興澤の報告だけでは根拠にはならないことは、1950～60年代に日韓両政府間で行われた竹島問題に関する見解の交換で明らかになった。

日本政府第1回見解に反論するために作成された、1953年8月5日付の外務部長官から大統領秘書官宛「独島が我が領土であることを立証する問題の件」には、「沈興澤が日本側の通告に接してこれを中央政府に報告または伝達した事実があるのか、また当時の韓国政府が日本政府に対して抗議を提出した事実はあるのか文献調査中」という説明があった¹⁷。そのような事実は見つからなかったであろう。韓国政府は同年の第1回見解で「沈興澤の報告」を取り上げたものの、日本政府が1954年の第2回見解で原文開示が必要と述べたにもかかわらず、同年の第2回見解では原文を示さなかった。韓国政府は1959年の第3回見解では沈興澤の報告に言及せず、韓国政府第4回見解は結局、送付されなかった。1947年の新聞報道で決定的な領有根拠と歓迎された「沈興澤の報告」は、実際の論争では役に立たなかった¹⁸。

(4)日本への対抗意識の象徴としての「独島」

1947年7月23日付『東亞日報』には「最近になって日本島根県境に住む日本人が同島は自分のものだと朝鮮人の漁業を禁止している」とある。この記述は「鬱陵島所属獨島領有確認の件」「記」の第4項目の、「近日には日本境港某日本人の個人所有となって漁獲を禁じるという便りがあること」によると思われるが、実際にそのようなことがあったことは確認できない¹⁹。

1947年6月20日付『嶺南日報』には「近日になって倭奴たちが公々然と漁獲権を主張して島民たちの怨嗟の的になっている」という記述がある。しかし、「経緯報告」の、日本統治終了直後の鬱陵島民は「本島の所属が不明なので漁獲上躊躇した」という一節は、鬱陵島在住の朝鮮人ですら、竹島は日本領の可能性があると考えていたことを示しており、日本を糾弾する『嶺南日報』の記述とは温度差がある。

1947年6月20日付『大邱時報』の記事では、「鬱陵島所属獨島領有確認の件」の「記」第4項目の、日本人漁業者が竹島で鬱陵島民を圧迫した、また「国籍不明の飛行機から機関銃掃射を受けた」という記述は、「最近では島根県境港の日人某が自分の漁区として所有している模様

¹⁶塚本孝「竹島領有権をめぐる韓国政府の主張について—政府広報資料『韓国の美しい島、獨島』の逐条的検討—」(東海大学法学部編刊『東海法学』52号 2016年9月) 92頁。

¹⁷「独島問題 1952—53」(韓国外交史料館所蔵資料 分類番号: 743.11JA 登録番号: 4565 制作年度: 1953 生産課: 政務局第一課) 179コマ。拙稿「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(上)」(島嶼資料センター編刊『島嶼研究ジャーナル』7巻1号 2017年10月 東京) 43頁。

¹⁸現在の韓国は、1906年に「江原道觀察使署理(代行)兼春川郡守の李明来は4月29日、これを当時の国家最高機関であった議政府に「報告書号外」として報告し、議政府は5月10日、「指令第3号」をもって獨島が日本の領土になったという主張を否認する指令を発しました。」としている(大韓民国外交部編刊『韓国の美しい島、獨島』9頁)。しかしこれも、日本政府に抗議した記録ではない。

¹⁹1947年8月23日付『婦女日報』(大邱)の記事「獨島は海産物の宝庫 しかし人は住めない所」には、「問題の倭人の往来はまったくない」とある。一方、1947年10月18日付『水産經濟新聞』の「獨島近方に日密船出没」には、日本漁船が竹島近海を「出没徘徊する事態が頻繁」とあり、実態は明確でない。鄭秉峻は前掲註(1)『独島 1947』で『朝日新聞』・『読売新聞』(東京)、『山陰新聞』(島根県)などを検索したが関連記事を発見できなかったため、「日本人の独島不法上陸は非公開的で隠密裏に個人的次元で行われた」と推測した(103頁)。

で、今年四月に鬱陵島漁船一隻が独島近海に出漁するとこの漁船を見て機銃掃射を敢行したという」となった。「機銃掃射」の主体は「国籍不明の飛行機」から「日人某」に変わった。1948年6月8日の米軍機による竹島爆撃事件に際して、許苾鬱陵島島司は「独島付近の爆撃はこれが初めてではなく、昨年4月16日にもあってその当時は人命と船舶等には何の被害」もなかったと証言した²⁰。「機銃掃射」は米軍の爆撃訓練の一環であった可能性が高い²¹。

以上のような、竹島問題に関して事実確認を怠ったまま発信される日本への非難はその後も繰り返された²²。そのような非難のうち、1905年の竹島の島根県編入を侵略とする非難は、1950～60年代に日韓両政府間で行われた竹島問題に関する見解の交換でも韓国政府の主張の中心になった。しかし、この非難が成り立つためには1905年以前に朝鮮半島にあった政府が竹島を管理していたことを証明せねばならないが、そのような事実確認は行われていない。「鬱陵島所属獨島領有確認の件」も、大韓帝国末期の竹島の帰属は不明確になったと述べるのみで、竹島が朝鮮の領土であった根拠を示しているわけではない。

時期はやや後になるが、1947年8月27・28日付『南鮮經濟新聞』（大邱）には、竹島での漁業に言及した記事がある²³。27日付記事では、「独島」が日本に奪われたとする原因を説明した次の記述がある。「我が本土とは遠距離であったのに対して水産業が発展した日本隠岐列島（島根県付属）とは近距離に位置する関係上彼らの往来が頻繁だったこと、明治から朝鮮の国権を掌握していた三十六（年・藤井補注）間我々の漁業権を奪ってここで魚類や海狗などを捕獲地にし、同島と不可分の関係を持った鬱陵島住民の手が及ばないようになったこと、風土上地上の居住が不可能な関係でこれを無人孤島にして関心がなくなり難破救命基地として放置したのが原因ではないかという」。

鬱陵島とはなく朝鮮半島本土と竹島の距離を取り上げていることに注意したい。鬱陵島は「空島政策」で450年もの間朝鮮人の居住が許されなかったのに対して隠岐では日本人が住み

²⁰韓奎浩「惨劇の独島」（『新天地』3巻6号 ソウル新聞社 1948年7月 ソウル）99頁。1948年6月12日付『漢城日報』の「獨島近海慘變 所属不明飛機漁船襲撃 十一隻沈没廿四名死傷」にも、「被害の程度は違うがこれに似た事件が昨年4月頃にもあった」という俞泰鉉鬱陵島警察署長の証言がある。

²¹鄭秉峻は「機銃掃射」を日本人の仕業と断定し（前掲註(1)『独島 1947』103頁）、2020年5月3日付『朝鮮日報』の「[イ・ソンミンの独島物語] (1)1947年鬱陵島・独島學術調査隊（上）」にも「独島近海で漁をしていた朝鮮の漁船が日本の漁船の攻撃を受けた」とある。根拠の疑わしい日本への非難は繰り返された。「鬱陵島所属獨島領有確認の件」の「記」第4項目を確認していないことが要因である。なお、前掲註(1)『関連資料解題』では「鬱陵島所属獨島領有確認の件」原画像の「記」の五つの項目が不自然に削除されている（228～230頁）。翻刻文も同様である（132～134頁）。また、「沈興澤の報告」は1947年8月に「鬱陵島學術調査隊」によって発掘されたとある（前掲註(1)『独島 1947』100・163頁、同前『朝鮮日報』記事）のも「鬱陵島所属獨島領有確認の件」を確認していないことによる。

²²たとえば、1954年6月2・11日付『東亜日報』には、5月22・24日に北海道方面から飛来した国籍不明機が「独島」の韓国の領土標識に三百発の機銃掃射をして下関方面に飛び去ったとある。6月4日付『朝鮮日報』（ソウル）には、同年5月25日に日本の警備船が「独島」に向かって機関銃を三百発発射し、国籍不明機が上空を旋回したとある。1954年5月には、4日に漁業権を持つ隠岐の久見漁協が竹島で試験操業し、23日に巡視船「つがる」が、27日に島根県水産試験場試験船「島根丸」が、30日には鳥取県水産試験場試験船「だいせん」が接近していた。同年6月3日の衆議院外務委員会で中川融政府委員は、「海上保安庁は、あくまでも正当防衛の場合以外には、そのような武器は使用しない」、そもそも巡視船には機関銃は装備されていないと風聞を否定した。

²³前掲註(1)『関連資料解題』90・93頁。なお、鄭秉峻は28日付記事の「現在住家跡一カ所発見されている」という記述は、「独島に現居住家族一カ所があると明らかにした」とした（前掲註(1)『独島 1947』151頁）が、この「住家跡」は戦前竹島に出漁した日本人が残したものと考えられる（井上貴央「1941年撮影と判明した竹島でのアシカ猟師の集合写真」（『島嶼研究ジャーナル』11巻2号）85頁）。

続けた²⁴ことを意識した可能性がある。また、日本統治期の鬱陵島の朝鮮人には竹島への関心や関与はなかったと記している。このような冷静さがあるにもかかわらず、この記事には、竹島で行われたという鬱陵島の朝鮮人の操業の実態、日本が奪ったという鬱陵島の朝鮮人の「漁業権」の具体的説明はない。

1947年8月28日付『南鮮經濟新聞』の記事には、大韓帝国の時期に刊行された農商工部水産局編刊『韓国水産誌』を根拠に「独島は朝鮮の漁業権地帯にあったと明白に記録されている」という主張がある。しかし、『韓国水産誌』第1輯での竹島への言及は「日本本州北西岸、隠岐列島北西方」の「竹島(Liancourt Rock)の正位置」を示した「水路告示第2094号」を説明したものであり(110～111頁)、同書第2輯にある鬱陵島周辺の漁場の説明に竹島は含まれない(707～708頁)。「独島は朝鮮の漁業権地帯にあった」とは言えない。『韓国水産誌』は翌年の申夷鎬「獨島所屬に對して」で取り上げられ(97頁)1953年の韓国政府第1回見解でも根拠の一つとされたが、根拠にはならない。

1947年6月20日付『嶺南日報』の記事は、「祖国光復とともに地図上に現れていなかった無人島が我が領土ということが証明された胸が□□する朗報がある」と沈興澤の報告を紹介し、そして、「独島」は「祖国光復とともに我が国に返還されるのが当然だ」と強調した。「地図上に現れていなかった」という表現に注意したい。1947年に朝鮮人が竹島の存在に気づいた時、竹島は「独島」という名称で日本への対抗意識の象徴として彼らの前に立ち現れた。日本はかつて「独島」を「侵略」し、朝鮮半島から追放されたにもかかわらず「独島」を「再侵略」しようとしている。事実とはかけ離れたこのような想念が生まれたのである。

なお、漁業問題とは別の視点での「鬱陵島所属獨島領有確認の件」の検討もありうる。1947年6月5日の芦田均外相の発言(「芦田外相外人記者団に言明 沖繩、千島列島の主権獲得 講和會議通じて懇請せん」(同月7日付『読売新聞』))は波紋を呼んだ。同月13日付『嶺南日報』など南朝鮮各紙が中国の反発を伝える形で発言を報じたが、これが竹島問題への動きの契機になったかもしれない。同月9日に芦田外相は発言を釈明した(同月11日付『島根新聞』(松江))。

③朝鮮山岳会の「鬱陵島學術調査隊」派遣

(1)「鬱陵島學術調査隊」の竹島上陸

1947年8月16～28日、朝鮮山岳会は「鬱陵島學術調査隊」(以下「調査隊」と略記)を派遣した。調査隊は南朝鮮過渡政府の調査団と合流し、同月20日に竹島に上陸して5時間半滞在した²⁵。同年8月12日付『嶺南日報』掲載の調査隊の予定によれば、竹島調査は同月25～26日の予定であった²⁶。しかし、同月18日の鬱陵島到着後、予定されていた鬱陵島調査に先んじて日帰りで竹島調査は行われた。

1947年8月3日付『東亞日報』には、「侵略根性を捨てられない日本人が我が版図である鬱陵島近海にある独島に再び野欲の魔手を伸ばしている」が、「過渡政府ではこの問題を重大視して民政長官が委員長になり、搜索委員会を組織して(略)その対策に関する会議をすることに

²⁴大壽堂鼎『領土帰属の国際法』(東信堂 1998年8月 東京) 146頁。

²⁵前掲註(1)『独島 1947』130～134頁。1947年9月24日付『漢城日報』に行程の記録がある。

²⁶韓国政府外交部ウェブサイトの「資料室 独島は日本の朝鮮半島侵略の最初の犠牲物 解放後の独島管轄」(https://dokdo.mofa.go.kr/kor/pds/part03_view17.jsp)にある「一九四七年八月 鬱陵島學術調査」にも「二、日程表」があるが、8月25日以後の日程は青インクでにじんで不鮮明である。

なった」とある。調査隊派遣は、過渡政府のこの動きと関連すると思われる。

朝鮮山岳会副会長で調査隊副隊長の洪鍾仁^{ホン・ジョンイン}は、「鬱陵島から東南に向って海上48浬の海上にある無人島で、その帰属が問題になるともいわれている独島行きは、実行の前までは外部発表を終始保留していたが、これは我々が当初から計画してきた奇襲の行程であったのだ」と述べている（1947年9月21日付『漢城日報』）。「独島」の「帰属が問題になる」すなわち竹島の帰属は未決定という認識があったにもかかわらず、前記同年8月3日付『東亞日報』の記事「獨島問題重大化 搜索委員會組織して協議」のように、根拠も示されないまま「独島」が「我が版図」であることが読者に印象付けられたのであった。

在朝鮮米軍政庁の公文書に調査隊員の「出張先である鬱陵島と独島が『韓国内の出張目的地 (such destinations in Korea)』と表現されており、独島が米軍政庁の出張許可区域ないし韓国の管轄区域であることを現わしている」という主張がある²⁷。たしかに、在朝鮮米軍政庁も調査隊に気づいていた。在朝鮮米軍政庁が残した報告書 U.S. Army Military Government-South Korea: Interim Government Activities, No.1, August 1947 にも、農務部水産局と Korean History and Geography Association の代表が16日に鬱陵島と Tok-to に向ったという記録がある（7頁）²⁸。しかし、これは在朝鮮米軍政庁が竹島を朝鮮領と認めたということではない。報告書には続けて、「この島の管轄権の最終的処分は平和条約を待つ」とあり、在朝鮮米軍政庁が竹島の最終的処分は平和条約で決まるという認識を持っていたことは明らかであった。

(2)「鬱陵島學術調査隊」と領有主張

調査隊の関連資料には、韓国の竹島領有主張の形成過程を解明するための手掛りがある。

1947年8月24日付『自由新聞』（ソウル）に、調査隊が竹島で採取した生物「50余種の系統はやはり鬱陵島と完全に連結している」という記事がある。同年10月15日付『漢城日報』でも、「朝鮮と大陸にのみ分布して日本には決していない「台湾白蝶」がこの島にいることは、動物学上も朝鮮の島であることを確実に証明」と主張された。同月18日付『水産經濟新聞』（ソウル）の記事にも、「最近文献だけでなく動物学上でも独島が我が領土であることが歴然」としたとある。

竹島の生物分布が鬱陵島のそれと類似していることを領有根拠とする、このような主張は無意味である²⁹。これは、竹島は鬱陵島の「属島」であるはずだという願望に基づく。この願望は1947年の「鬱陵島所属獨島領有確認の件」でも見られた。そこでは、隠岐よりも鬱陵島に近い³⁰、鬱陵島から竹島が見えるといった、地理的近接性が強調されていた。しかし、「国際法上、

²⁷洪聖根 「1947年朝鮮山岳会の鬱陵島學術調査隊派遣経緯と過渡政府の役割」（東北アジア歴史財団編刊『領土海洋研究』23号 2022年6月）157頁。

²⁸山崎佳子 「韓国政府による竹島領有根拠の創作」（第2期竹島問題研究会編『第2期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』（島根県総務部総務課 2012年3月）66頁。島根県 Web 竹島問題研究所「竹島問題への意見」戦後編の質問26への回答。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima08/iken-C.html>。

²⁹川上健三は『昭和二十八年八月 竹島の領有 外務省条約局』で次のように指摘している（6頁）。「竹島は禿岩で僅かに雑草を生ずるのみで、植物景觀は鬱陵島とは全然相違している。さらにもし植物の種類で主張するならば、鬱陵島の植物相は朝鮮半島からも独立の一小地区を形成し、特産種は三四種を数えている。全般的に見ればむしろ日本本土に近いものが多く、樹種九〇種中最も共通性の多いのが本州中部の六四種であるから、韓国側の筆法をもってすれば、逆に鬱陵島は日本領土であるとの結論も出てくることになる。」

³⁰ただし、「鬱陵島所属獨島領有確認の件」の付図では竹辺・鬱陵島間 92 浬、鬱陵島・竹島間 49 浬、竹

地理的に距離が近いことのみを理由に領有権が認められること」はない³¹。にもかかわらず、1947年7月23日付『東亞日報』の記事「当然我々のもの 申国史館長談」〔資料③〕で、「独島」は「地理的にまた歴史的に当然我が版図内に属するのだ」と申奭鎬は強調した。現在の韓国政府はこれに「国際法的に」という語句を加えて「独島」を自国領と強調する。日本政府の主張には見られない韓国政府の「地理的」根拠の主張は、1947年に遡る。

『国際報道』10号（国際報道聯盟 1947年12月 ソウル 韓国国立中央図書館所蔵）掲載の、調査隊撮影と思われる竹島の写真の説明は「三峯島全景」であって「于山島全景」ではない〔資料④〕。1947年8月24日付『自由新聞』の記事も竹島の古称を「三峯島」としている。調査隊に参加した申奭鎬も、「獨島所属に對して」で竹島の古称として「三峯島」を採用した。

ところが、「三峯島」の概念は混乱していた。1947年8月23日付『朝鮮日報』（ソウル）の記事「鬱陵島學術調査獨島踏査」には、調査隊は「鬱陵島道洞港を發つて航行約4時間半で三峯島を経て午前9時50分頃獨島に到着」したとあった。朝鮮山岳会会長で調査隊隊長の宋錫夏^{ソン・ソクハ}は『国際報道』10号に「古色蒼然たる歴史的遺跡 鬱陵島を搜して！」を寄稿した。その中の「三峯島」は鬱陵島なのか竹島なのか、明確でない。韓国が竹島の古称として「三峯島」よりも「于山島」を強く主張し始めるのは第1回韓国政府見解が作成された1953年である³²。

調査隊に参加した方鐘鉉^{バン・ジョンヒョン}は、「獨島の一日」で「独島」の語源を「石島」と推量した³³。1900年公布の「勅令41号」で管轄した「石島」が竹島にあたるという現在の韓国の主張を想起させる。ただし、韓国は1960年代後半まで「勅令41号」を根拠としなかった³⁴。「勅令41号」に気付いていたものの、これは根拠にならないという判断があったのかもしれない。

(3)日本人の認識に根拠を求める

1947年8月5日付『東亞日報』に、「獨島は我が版圖 歴史的證據文献を發見 搜索會でマック司令官（GHQ/SCAPのことであろう - 藤井補注 - ）に報告」という記事が掲載された。同月8月7日付『東光新聞』（光州）にも同様の記事がある。「搜索會」は前々日に同紙で報じられた「搜索委員會」のことであろう。この記事には「独島が江原道区域に編入されたという日本

島・境間125哩とあり、竹島・隱岐間の距離は示されていない。「独島（竹島）に関する調査の件」8枚目の1951年作成と思われる付図では、竹辺・鬱陵島間76哩、鬱陵島・「獨島（竹島）」間49哩、「獨島（竹島）」・隱岐島間86哩になっている。実際の距離は、竹辺・竹島間216^{キロ}（117海里）、鬱陵島・竹島間88^{キロ}（55海里）、竹島・隱岐間158^{キロ}（98海里）、竹島・境港間225^{キロ}（122海里）である。なお、1947年7月23日付『東亞日報』の記事の付図は「鬱陵島所属獨島領有確認の件」の付図を模したと思われる。

³¹外務省アジア大洋州局北東アジア課『竹島問題10のポイント』（2014年3月）18頁。近年の論考として中野徹也「地理的近接性に基づく領有権取得の可能性」（『第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』島根県総務部総務課 2020年3月）がある。

³²前掲註(17)「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について（上）」40～41頁。なお、1947年9月21日付『水産經濟新聞』の記事「鬱陵島紀行（二）」では、「本當の別名は武陵あるいは羽陵だといひ、一説には于山島だともいふ」と鬱陵島（竹島ではない）を説明している。

³³1947年9月28日付『京城帝国大学豫科新聞』（前掲註(1)『関連資料概観』145～146頁）。

³⁴拙稿「韓国の竹島領有主張と「太政官指令」（日本国際問題研究所編刊『竹島資料勉強会報告書「明治10年太政官指令」の検証』2022年4月 東京）157頁。なお、石宙明「鬱陵島の沿革」（1947年9月2日付『ソウル新聞』）には「光武五年（一八九一年）には島長の制度を廃止して島を郡として郡守を置くようにしたとある（同年10月16日付『新韓民報』（ロスアンゼルス）にも同一記事がある）。「獨島所属に對して」の「光武五年（西紀一九〇一年）に島長を郡守に陞格させて島内の行政を任せた」（95頁）と似た記述であるが、両者とも年代は不正確で「勅令41号」への言及はない。

人地理学の論文が発見された」とあり、これは樋畑雪湖「日本海における竹島の日鮮関係に就いて」（日本歴史地理学会編刊『歴史地理』55巻6号 1930年6月 東京）であろう。同記事中の「竹島（リアンコルド島）は鬱陵島と共に今は朝鮮の江原道に属して」いるとする記述は、申奭鎬「獨島所属に對して」、そして1953年の韓国政府第1回見解で取り上げられた。日本政府は1954年の第2回見解で、この記述は竹島と鬱陵島の混同の結果生まれた誤りであると反論した。にもかかわらず、韓国政府は1954年の第2回見解で、この記述は日本人が1905年の「島根県庁のいわゆる獨島編入後二十五年経ってもこの島を韓国の領土と見なしていた」証拠と強弁した。

水路部編刊『朝鮮沿岸水路誌』（1933年1月）の第3編「朝鮮東岸」の「鬱陵島及竹島」に竹島が記載されていることは竹島が朝鮮に属する証拠という主張も、「獨島所属に對して」や韓国政府第1回見解で行われた。申奭鎬は『朝鮮沿岸水路誌』を1947年の調査隊で乗船した「太田號」の「艇長室」で見つけたと書いている（「獨島所属に對して」97頁）。

前に触れた『韓国水産誌』、樋畑雪湖「日本海における竹島の日鮮関係に就いて」、そして『朝鮮沿岸水路誌』。このような日本人の認識や日本の資料を曲解して自国の領有根拠とする、韓国の倒錯した主張は1947年に始まった。ただし、韓国政府第1回見解で取り上げられた、「りゃんこ島領土編入并ニ貸下願」を明治政府に提出した中井養三郎が竹島を当初朝鮮領と考えたことへの言及は、まだ見られない。

④李承晩ライン宣言の原点

(1)日本に対する二つの非難

1947年8月13日付『漢城日報』の記事「近海侵寇の日漁船 マッカーサー線修正も建議」〔資料⑤〕は、1952年1月18日の韓国政府による李承晩ライン宣言（正式名称は「隣接海洋に対する主権に関する宣言」）の原点である。同記事では、連合軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）が定めた日本漁船の操業区域の限界線、いわゆるマッカーサーライン（以下「マ・ライン」と略記）に違反したとして、二つの日本の行為が非難された。

一つは、朝鮮半島南西部沖合漁場での日本漁船の操業であった。1945年9月27日に設定されたマ・ラインは1946年6月22日に改訂され（SCAPIN-1033）、東シナ海での日本漁船の操業可能区域は拡大された。南朝鮮の漁業者はこれに憤慨し、1947年2月からは日本漁船の拿捕事件がおきた。『漢城日報』の記事では、日本漁船は「三千里江山の宝庫に対する昔の甘い夢を忘れられず、凶悪陰散たる野欲は解放後はじめて南朝鮮、特に済州道または黒山諸島³⁵近傍の漁場をねらって群れをなして侵害している」と非難され、農務部水産局が在朝鮮米軍政庁を通じてGHQ/SCAPに日本漁船の操業許可区域縮小を要請する案が示されている。改訂案は、北緯33度30分・東経127度30分と北緯26度00分・東経123度00分を結ぶ線であった。なお、日本漁船の操業禁止が求められた水域に暗礁ソコトラ・ロックがあった。韓国はここを「パラン島」と呼んで対日平和条約で韓国領とすることを米国に要求したことは有名である³⁶。

在朝鮮米軍政庁の水産行政の代行機関であった朝鮮水産業会が刊行した柳龍大^{ユン・ヨンデ}『水産業政策論』（1947年5月 ソウル）でも、「解放前にも日本漁船の朝鮮出漁はトロール・機船底曳網な

³⁵「黒山諸島」は朝鮮総督府によるトロール漁業禁止線の屈曲点「黒山島」（現「可居島」）であろう。
³⁶拙著『竹島問題の起原 - 戦後日韓海洋紛争史 -』（ミネルヴァ書房 2018年4月 京都）第8章参照。「パラン島」は1947年10月22日付『東亞日報』の「日本の侵略的野欲 今度は黄海波浪嶼へ」で登場する。

ど多数に達していた。日本の漁区拡大によって済州島岸から 40 哩まで出漁操業し、大型トロール漁船で武装までして漁場を荒廃させるので朝鮮底曳網の漁業はまったく不可能な状態に陥っているので、これは根本的に漁区拡大に反対し、マック司令部にこの是正を陳情せねばならないことを当局に要望する」ことが「水産業緊急対策」の一つに挙げられた（124 頁）。

留意したいのは、当時竹島近海は底曳網や旋網といった動力漁船の漁場ではなかったことである。1947 年 7 月 28 日付『南鮮經濟新聞』の「獨島はこんな所」には、「同島 50 米の距離を置いた海上の水深は東海第一だといひ、底曳漁船の網引が不可能になっている」と比較的正確な記述がある。『水産業政策論』には日本統治期に整備された漁港の一覧があり、「計画的に修築を推進させる」とあったが、そこに鬱陵島の漁港はなかった（75～77 頁）。また、竹島への言及もなかった。竹島近海の漁船漁業振興を韓国がめざすのは 1970 年頃からである³⁷。

1947 年 8 月 13 日付『漢城日報』で非難されたもう一つの事件は、日本人が「マッカーサー線」を越えて鬱陵島から 48 マイル離れ、日本から 128 マイル離れている我が国土独島まで、警官・医師まで混じった 7・8 名が上陸占拠したという事件であった。この事件の事実関係は不明である。「鬱陵島所属獨島領有確認の件」で取り上げられた、竹島が「日本境港某日本人の個人所有となって漁獲を禁じ」たという風聞とは異質の印象を受ける。SCAPIN-1033 では、竹島から 12 海里までの海域への日本人と日本漁船の接近・接触を禁じていた。

1952 年 1 月 18 日の李承晩ライン宣言は、朝鮮半島を囲む広大な海域に対して、漁業管轄権（沿岸国のみが漁業資源の管理ができる権利）と主権の行使を宣言したものであった。前者のねらいは、済州島周辺を中心とする好漁場からの日本漁船の排除であり、後者については、主権を宣言した海域の東端に竹島があった。李承晩ライン宣言には、漁業問題と竹島問題での日本への要求が混在していた。一方的かつ恣意的なこの宣言を口実に、韓国は日本漁船拿捕を強行し、竹島不法占拠への対応を含む日本の対韓外交の手を縛った。そのような韓国の行動の原点は、1947 年のマ・ラインに関する日本への非難であった。

(2)SCAPIN-677 の欠如

ただし、1947 年の朝鮮人がマ・ラインを正確に理解していたとは言い難い。マ・ライン違反として日本人の行動を非難した同年 8 月 13 日付『漢城日報』の記事では、SCAPIN-1033 の名称は示しているものの、済州島南の屈曲点である北緯 33 度 30 分・東経 127 度 30 分（挿図では北緯 33 度・東経 127 度 30 分）は、北緯 33 度・東経 127 度 40 分の誤りである。調査隊に参加した洪九杓の「無人獨島調査を終えて」（『建国公論』3 卷 5 号 1947 年 10 月 大邱）では、1946 年 7 月 29 日に在朝鮮米軍政庁の「司令部令第六号によれば、日本人漁業経営許可区域に関して独島西北側十二米突を境界線として定めた覚書を発行している」とあるが、「覚書」は確認できない。1946 年 7 月 25 日付の在朝鮮米軍政庁の「管財處」による「管財令第六號 漁船及

³⁷拙稿「竹島漁業と 1970 年代の竹島問題」（第 4 期島根県竹島問題研究会編『第 4 期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』（島根県総務部総務課 2020 年 3 月））。山口誠「島嶼における現状変更が生起する条件—竹島、フォークランド、西沙・南沙諸島の事例比較—」（『海幹校戦略研究』11 卷 1 号（通巻 22 号 2021 年 7 月 東京））には、竹島に対する「韓国の領有権主張の根幹は、漁獲能力の格差を踏まえた同海域の水産資源の確保にあり、それは日本による統治及び朝鮮戦争を経た韓国にとって、死活的問題と認識していたものとみられる」とあるが（119 頁）、「同海域」には竹島周辺は含まれない。経済的合理性とは無関係に竹島を不法占拠した韓国の心性を考える必要がある。

其他船舶」³⁸が「司令部令第六号」である可能性もあるが、そこにマ・ラインへの言及はない。

「無人獨島調査を終えて」で見られた、竹島への接近禁止距離を 12 海里ではなく 12 海里とする誤りは、1947 年 8 月 27・28 日付『南鮮經濟新聞』の記事や、同年 9 月 23 日付『水産經濟新聞』の「鬱陵島紀行(三)」でも繰り返された³⁹。そもそも、SCAPIN-1033 第 5 項で、マ・ラインの設定は「国家統治権、国境線又は漁業権についての最終決定に関する連合国の政策の表明ではない」とされており、マ・ラインを竹島領有の根拠にはできない。それに言及・反論した 1947 年の新聞記事は見当たらない。

竹島領有を主張するならば、竹島に対する日本の行政権を停止した 1946 年 1 月 29 日付 SCAPIN-677 は、漁業問題に関する SCAPIN-1033 よりも重視されてよい。ところが、本稿で検討してきた 1947 年の資料には SCAPIN-677 への言及はない。1948 年の申爽鎬「獨島所属に對して」では、マ・ラインについて「獨島東方海上十二哩の地点を通過」と正確な記述になっているが、SCAPIN-677 には触れていない。SCAPIN-677 と SCAPIN-1033 を混同した可能性もある⁴⁰。韓国が SCAPIN-677 を領有根拠と主張するのは、サンフランシスコ平和条約が調印された 1951 年 9 月以後と見られる⁴¹。

おわりに

調査隊副隊長であった洪鍾仁は、韓国山岳会副会長・朝鮮日報社主筆という肩書で 1952 年と翌 53 年の「鬱陵島・獨島學術調査団」にも団長として参加した⁴²。彼は、日本統治期の朝鮮人の多くが竹島を知らなかったと次のように述べている⁴³。

獨島という名前とともにその位置と島が持つ姿、またその生態を、我が国民に知らせて国民の関心を引くようにしたのは、それこそ、1947 年 11 月に韓国山岳会（その当時は朝鮮山岳会）が総人員 60 余名で組織された鬱陵島・獨島學術調査団を現地に派遣して調査した後、現地調査の報告講演や展示会などを開いて新聞雑誌などにその行事が広く報道され

³⁸ 韓國法制研究會編刊『美軍政法令總覽 國文版』（1971 年 5 月 ソウル）802～803 頁。

³⁹ 「獨島（竹島）に関する調査の件」所収の「経緯報告」にも同じ誤りがある（19 枚目）。「経緯報告」の本文は韓国国家記録院所蔵「獨島沿海漁船遭難事件顛末報告の件」（管理番号：BA0182403 生産年度：1951 内務部地方行政局行政課作成）にもある（30～34 枚目）が、このファイルには慶尚北道（道庁）が行ったと思われる「経緯報告」作成の記録も残されている（86～93 枚目）。原案では SCAPIN-1033 について、「一二哩以上接近できない」と正確であったのが、「一二米以上接近できない」と誤って修正されている（87 枚目）。この指摘は松澤幹治氏による。

⁴⁰ SCAPIN-677 と SCAPIN-1033 を混同した言説は、日本でも次のように跡を絶たない。竹島は「戦後マッカーサー・ライン(45 年 9 月 2 日～52 年 4 月 27 日)により日本の行政権からはずされていた」（和田春樹・石坂浩一編『岩波小事典 現代韓国・朝鮮』岩波書店 2002 年 5 月 東京 152 頁）。「1952 年 4 月 28 日の条約発効と同時に行政上日本から竹島を分離したマッカーサー・ラインは廃止された」（原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点-アジア太平洋地域の冷戦と「戦後未解決の諸問題」-』（淡水社 2005 年 6 月 広島）67 頁）。「GHQ 覚書によって設定された「マッカーサーライン」（日本の漁船の活動できる範囲を一時的に示したもの）では、竹島は朝鮮側に入れられました。竹島は日本領から外されたのです」（沢辺宥司『地政学から見る日本の領土』（彩図社 2022 年 9 月 東京 186 頁）。

⁴¹ 前掲註(36)『竹島問題の起原』250～252 頁。

⁴² 韓国国会図書館編刊『1952～1953 年 獨島測量』（2008 年 8 月）53・147 頁。

⁴³ 「ふたたび獨島問題を考える」（『新東亞』171 号(東亞日報社 1978 年 11 月ソウル)）163 頁。「獨島」（『韓国山岳』11 卷(韓国山岳会 1977 年 12 月 ソウル)）にも同様の記述がある（101 頁）。洪鍾仁のこれらの著作の背景には、1977～78 年の竹島問題をめぐる日韓の対立があったと考えられる。

た時からだった。もちろんそれ以前にも独島が東海の端にある我が国土の一かけらであることを知る人は知っていただろう。しかし、それは鬱陵島や江原道付近の漁民か、そうでなければ、きわめて少数の学者か専門家にすぎず、たとえ独島の存在を知っていたとしても、日本の窃盗のような圧迫の下では何ら取り上げるまでもなかったのだった。

朝鮮の東端を竹島ではなく鬱陵島として不思議と思わない新聞記事があった⁴⁴状況は、調査隊の活動が複数の新聞で報道されたことで変化したと思われる。1947年11月13日付『自由新聞』掲載の、ソウルで開催された調査隊の報告展紹介記事には「特に問題の独島に対する全貌は、我々が常識でその正確な実相を認識できるよい材料になるもので人気が高く」とあり、朝鮮人に竹島についての認識が浸透し始めたことがわかる。

洪鍾仁は、日本統治期の朝鮮人が竹島の領有主張を行わなかったのは日本の「圧迫」のためとした。しかし、領有主張の前提となる、竹島の島根県編入前に朝鮮人が作成した明確で詳細な竹島の記録は、当時も現在も見つかっていない⁴⁵。そのような状況下での韓国の竹島領有根拠の形成は、「ゼロからのスタート」であった。地理的近接性から竹島は鬱陵島の「属島」のはずだという願望、「沈興澤の報告」の強調、そして事実確認を怠ったまま発信される日本への非難。これらは朝鮮半島にあった政府が竹島を管理していたことを裏付ける資料ではなく、領有根拠にはなりえない。にもかかわらず、1947年6月の「鬱陵島所属獨島領有確認の件」とその後の新聞報道に見られるこれらは、その後も繰り返された。

一方で、朝鮮の古文獻に見える「于山島」、安龍福と「元禄竹島一件」⁴⁶、1900年の「勅令41号」、1946年のSCAPIN-677など、現在の韓国の領有主張の核となる事項は、1947年8月の朝鮮山岳会の調査隊派遣後も見られない。これらは1950年代以降の日本との論争の中で韓国が創出したものであった。

1905年の竹島の島根県編入以前に竹島を朝鮮半島にあった政府が管理した記録はなかった。にもかかわらず、大韓民国政府樹立前年にあたる1947年の朝鮮人は編入を侵略と非難し、日本に再侵略の野心があると警戒した。そして、日本人の認識や日本の資料を曲解して自国の領有根拠とする倒錯した言説を始めた。さらに、マ・ラインに関する日本への反発は、1952年の一方的かつ恣意的な李承晩ライン宣言、そして日本漁船拿捕と竹島不法占拠の原点になった。

韓国は、竹島の領有主張を始めた、このような1947年の実態を直視すべきである。

⁴⁴「東海の孤島で我が国土の東果て」（1947年8月3日付『漢城日報』・同『婦人新報』）、「我が国土の東端であるこの島」（同月19日付『嶺南日報』）、「我が国土の東海面上の三角形の頂点」（同年9月3日付『朝鮮日報』）といった鬱陵島の説明がある。

⁴⁵たとえば、前掲註(26)の韓国政府外交部ウェブサイトの「資料室 独島は日本の朝鮮半島侵略の最初の犠牲物 解放後の独島管轄」には、韓国政府外務部編刊『獨島問題概論』（1955年）掲載の1947年に調査隊が取材した鬱陵島在住の洪在現の口述、および1962年3月19日付『民国日報』掲載の巨文島から渡航したという金充三の回顧談が示されている。しかし、どちらも、17世紀の大谷・村川家の渡航や明治時代以降の日本人のアシカ猟などの日本の記録のような明確さはない。

⁴⁶「元禄竹島一件」は「鬱陵島學術調査團隨行記（一）」（1947年8月19日付『嶺南日報』）で言及された。「約二百五十年前の李朝肅宗の時⁴⁷に朝鮮と日本の間で本島を中心に所属問題として国際問題が惹起され、安龍福という人の闘争が我々の史記に残って」いるとある。しかし、この「本島」は鬱陵島である。申奭鎬は「獨島所属に對して」で、「鬱陵島を朝鮮領土と承認した以上、その属島である独島（略）もまた朝鮮領土と承認したと見ることができる」と、「元禄竹島一件」と現在の竹島の帰属の問題とを結びつけた（94頁）。「元禄竹島一件」の対象に現在の竹島は含まれていないためこの主張は誤りである。そして、安龍福が現在の竹島に関係する人物という説明がないことに留意したい。

【付表：1947年の竹島に関する南朝鮮での出来事と記事（ ）は本稿記載の頁】

5月23日	「ワカメ採取船行方査然」(『中央新聞』ソウル) (68)
5月23日	「ワカメ採取船行方不明」(『現代日報』ソウル) (68)
5月24日	「無人島に行った「ワカメ」採取船 船員五名□□行方不明」(『民衆日報』ソウル) (68)
6月17日	「鬱陵島所屬獨島領有確認の件」(慶尚北道知事→南朝鮮過渡政府民政長官)
6月20日	「鬱陵島に無人島発見 我々の所有が明確だ！」(『嶺南日報』大邱) (68)(69)(71)
6月20日	「倭賊日人の見当はずれのたくらみ」(『大邱時報』大邱) (68) (70)
7月23日	「版圖に野慾の觸手 捨てられない日人の侵略性 鬱陵島近海『獨島』問題再燃」(『東亞日報』ソウル) (68)(69)
7月23日	「当然我々のもの 中国史館長談」(『東亞日報』) (73)
8月3日	「獨島問題重大化 搜索委員会組織して協議」(『東亞日報』) (71)(72)
8月3日	「我が領土 秋日本課長談」(『東亞日報』)
8月3日	「鬱陵島踏査隊 朝鮮山岳會から派遣」(『漢城日報』ソウル) (77)
8月3日	「鬱陵島踏査隊 朝鮮山岳會から派遣」(『婦人新報』ソウル) (77)
8月5日	「獨島は我が版圖 歴史的證據文献を発見 搜索會でマック司令官に報告」(『東亞日報』) (73)
8月7日	「獨島は我が地 史的證據文献発見」(『東光新聞』光州) (73)
8月12日	「各界権威者で組織された鬱陵島調査團來道 現地で二週間滞島豫定」(『嶺南日報』) (71)
8月12日	「無人島「獨島」 警察廳で調査に着手」(『嶺南日報』)
8月12日	「獨島に調査團 警察廳で派遣」(『大邱時報』)
8月13日	「近海侵寇の日漁船 マッカーサー線修正も建議」(『漢城日報』) (74)(75)
8月17日	「獨島探險隊 今日出發」(『嶺南日報』)
8月17日	「獨島調査團 十六日登程」(『大邱時報』)
8月19日	「鬱陵島學術調査團隨行記 (一) 椿の花咲く海辺で島民の海洋飛躍を祈願」(『嶺南日報』) (77)
8月20日	「鬱陵島學術調査隊出發」(『自由新聞』ソウル)
8月20日	朝鮮山岳會の「鬱陵島學術調査隊」が竹島に上陸 (16~28日が行程)
8月21日	「問題多い獨島も探險 鬱陵島學術調査隊安着活動中」(『自由新聞』)
8月22日	「獨島を探査」(『大邱時報』)
8月23日	「鬱陵島學術調査獨島踏査 意外！海狗発見」(『朝鮮日報』ソウル) (73)
8月23日	「獨島は海産物の宝庫 しかし人は住めない所」(『婦女日報』大邱) (69)
8月24日	「山岳會調査隊 東海神秘の神秘境である獨島の生態に恍惚」(『自由新聞』) (72)
8月24日	「獨島で海狗三頭を捕獲」(『嶺南日報』) (68)
8月27日	「獨島はこんな所 絶景の風光を持ち水産資源が豊富」(『南鮮經濟新聞』大邱) (70)(76)
8月27日	「(一) 東海の孤島 鬱陵島行 仙境に入った感」(『大邱時報』)
8月28日	「獨島はこんな所」(『南鮮經濟新聞』) (70)(75)(76)
8月28日	「鬱陵島學術調査を終えて帰って 本社特派記者金得龍記 【三】」(『嶺南日報』)
8月29日	「獨島紹介映畫を目下制作中」(『婦女日報』)
8月29日	「鬱陵島學術調査隊 28日朝無事帰京」(『自由新聞』)
8月30日	「鬱陵島畫報」(『自由新聞』)

8月30日	「獨島寫真公開 本社崔囑託撮影」(『大邱時報』)
8月31日	「写真 崔季福本社特派員撮影」(『大邱時報』)
9月1日	「鬱陵島調査 宋錫夏氏報告」(『自由新聞』)(68)
9月2日	石宙明「鬱陵島の沿革」(『ソウル新聞』ソウル)(73)
9月3日	「絶海の鬱陵島 學術調査踏査① 東海面の重要據點 國家的再認識絶対必要」(『朝鮮日報』)(77)
9月3日	「商業は「イカ」だけ 水力発電も可能な鬱陵島」(『工業新聞』ソウル)(68)
9月9日	石宙明「鬱陵島の自然」(『ソウル新聞』)(68)
9月21日	洪鍾仁「鬱陵島學術調査隊報告記(1)」(『漢城日報』ソウル)(72)
9月21日	「鬱陵島紀行(二) 浦項支局具東鍊」(『水産經濟新聞』ソウル)(73)
9月23日	「鬱陵島紀行(三) 浦項支局具東鍊」(『水産經濟新聞』)(76)
9月24日	洪鍾仁「鬱陵島學術調査隊報告記(2)」(『漢城日報』)(71)
9月28日	方鐘鉉「獨島の一日」(『京城帝国大学豫科新聞』13号 ソウル)(73)
10月15日	「獨島の國籍は朝鮮 嚴然たる証憑資料も保管」(『漢城日報』)(68)(72)
10月15日	「獨島の國籍は朝鮮 立證する嚴然たる証憑資料保管」(『工業新聞』)(68)
10月15日	「悪辣たる倭敵の触手 証憑資料が嚴然と證明」(『獨立新報』ソウル)(68)
10月15日	「獨島は朝鮮の地 證憑資料多數保管」(『大東新聞』ソウル)(68)
10月15日	「狡猾にも朝鮮をねらう日本 しかし獨島の國籍は朝鮮 嚴然たる證拠資料も保管」(『婦女日報』)(68)
10月16日	「獨島の國籍は朝鮮 嚴然たる証憑資料も保管」(『水産經濟新聞』)(68)
10月16日	石宙明「鬱陵島の沿革」(『新韓民報』ロスアンゼルス)(73)
10月18日	「獨島近方に日密船出沒」(『水産經濟新聞』)(69)(72)
10月22日	「日本の侵略的野欲 今度は黄海波浪嶼へ」(『東亞日報』)(74)
10月	洪九杓「無人獨島調査を終えて」(『建国公論』3卷5号)(雅丹文庫所蔵)(75)
11月5日	「文化 鬱陵島報告展」(『獨立新報』ソウル)
11月5日	「鬱陵島報告展 十日から東和畫廊」(『第一新聞』ソウル)
11月5日	「鬱陵島報告展 10日から東和で開催」(『獨立新聞』ソウル)
11月5日	「鬱陵島報告展 十日から東和ギャラリーで」(『民衆日報』ソウル)
11月5日	「鬱陵島報告展 ソウルで開催」(『釜山新聞』釜山)
11月5日	「鬱陵島報告展」(『大韓日報』ソウル)
11月5日	「鬱陵島報告展 十日から東和で」(『京郷新聞』ソウル)
11月6日	「文化消息」(『東亞日報』)
11月10日	「鬱陵島報告展今日から東和」(『自由新聞』)
11月13日	「鬱陵島報告展覽會人氣」(『自由新聞』)(77)
11月15日	尹炳益「カジェ(獨島産)」(『ソウル新聞』)(68)
11月15日	洪鍾仁「鬱陵島報告展を開いて」(『ソウル新聞』)
11月18日	尹炳益「カジェ(獨島産)(承前)」(『ソウル新聞』)(68)
12月3日	「東海の慶北寶庫 鬱陵島展覽會開催 學務局主催本社後援で」(『嶺南日報』)
12月	宋錫夏「古色蒼然たる歴史的遺跡 鬱陵島を捜して!」(『国際報道』10号)(73)

〔資料①〕 1947年6月20日付『嶺南日報』

鬱陵島에 無人島發見

우리의 所有가 明確하다!

祖國光復과 함께 地圖 略을 받고 日帝時에
 上에 나타나고 있었지아
 니한 無人島가 우리
 의 領有라는 것이 證明
 된가음이 鮮명한 朗報
 가 있다

鬱陵島를 떠난 四九哩
 의 地點에 있는 獨島는
 韓末時에 倭奴의 侵
 略을 받고 日帝時에
 屬되어 있었으나 이 郡
 韓國未當時 鬱陵島郡
 守로 未嘗 鬱陵島에
 告한 書類도 存하
 고있으니 祖國光復
 과함게 우리 國家에
 返還함이 當然하다

것이며 이 獨島의 主
 產物로서는 海子
 鮑貝等이 多量으로
 產되고 있으며 近
 來와서는 倭奴들이
 公然하게 漁權을
 占하고 있어 島主
 唱의 怨聲이 實情
 民의 恨聲이 實情
 있다

알기 道當局에서
 陳情을 傳달하여
 長官에게 傳달하여
 處를 要望하기 爲
 다

製 月 二 度 보 서 서 六 年 吳 道

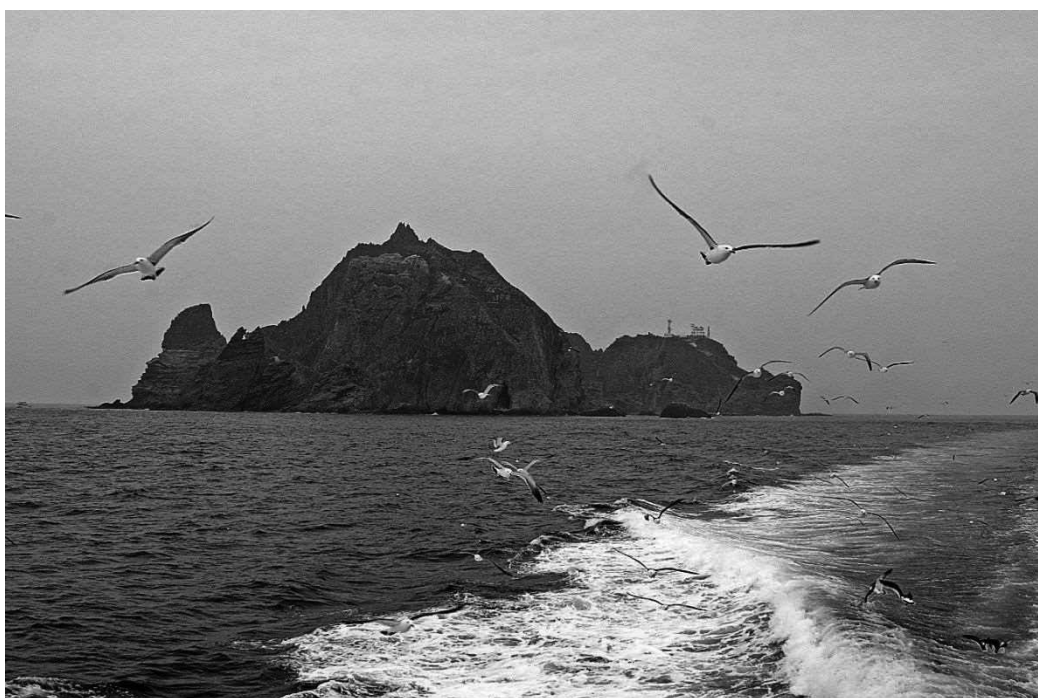
점인青春도
 있는대 주로 담배配給과
 施하여야 오든 機
 油及 揮

出典：韓國國立中央圖書館「大韓民國新聞アーカイブ」



出典：韓國國立中央圖書館「大韓民國新聞アーカイブ」

〔資料④〕「三峯島全景」（『国際報道』10号）韓国国立中央図書館所蔵

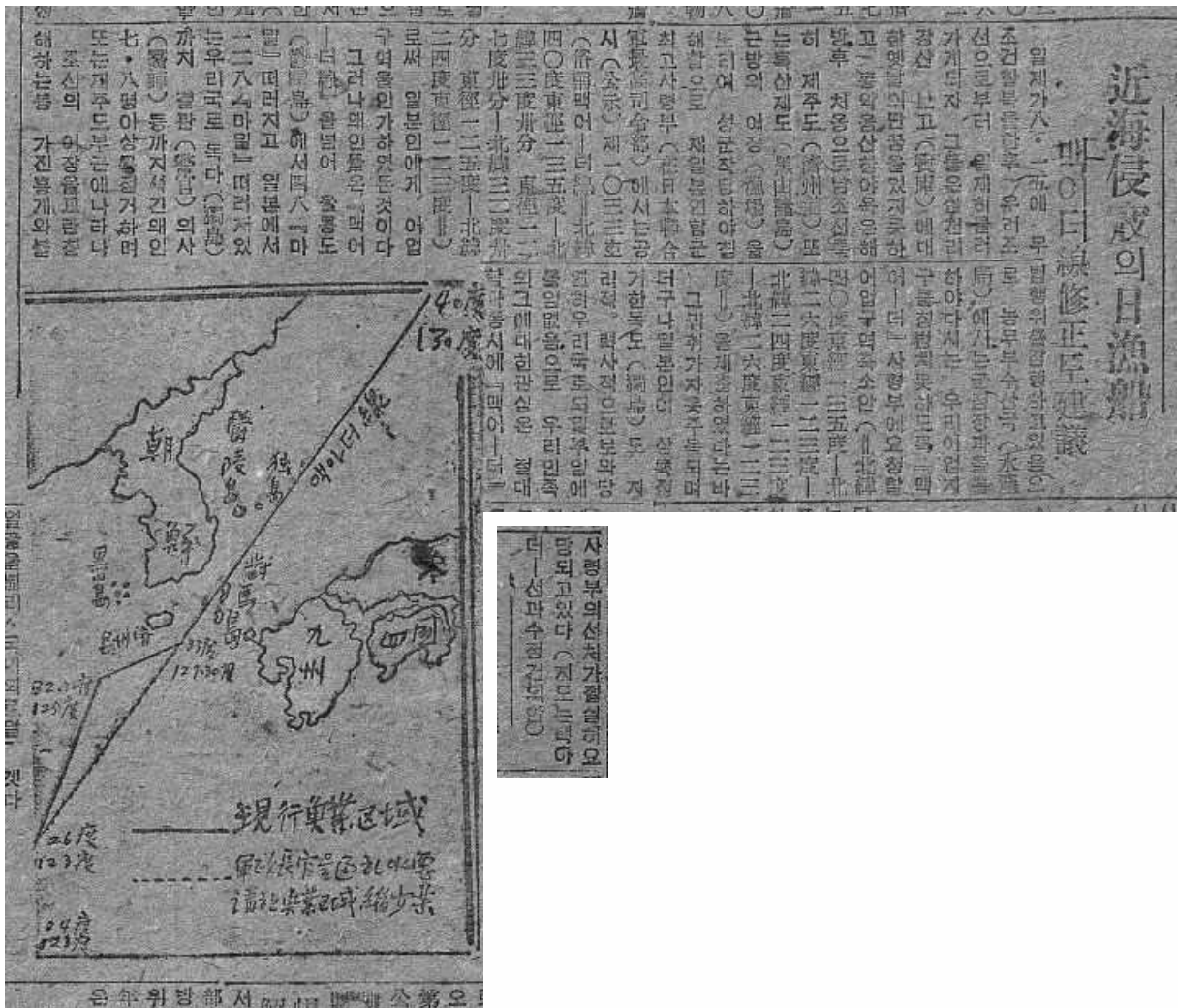


（参考 竹島全景）

山本皓一氏撮影。同氏の『日本人が行けない日本領土 北方領土・竹島・尖閣諸島・沖ノ島 島上陸記』（小学館 2007年6月 東京）に掲載。井上貴央氏の推定によれば、竹島の西島山頂から西南西方向に約1キロメートルの地点から撮影したもの。「三峯島全景」とほぼ同方向から撮った写真である。

ご協力・ご教示いただいた両氏に感謝申し上げます。

〔資料⑤〕 1947年8月13日付『漢城日報』



出典：韓國国立中央図書館「大韓民国新聞アーカイブ」

第二部：1996年—日本への対抗意識の高揚—

はじめに

1996年、日韓両国は国連海洋法条約（正式名称「海洋法に関する国際連合条約」）を批准し、同年5月に漁業協定締結のための交渉を始めた。交渉で難航が予想されたことの一つは、排他的経済水域の境界画定のもとになる基線をどこに引くかであった。この関連で竹島（韓国名「独島」）問題が浮上すると、交渉決着の見通しは立たなくなることが明らかであったからである。

日本政府は、日本海沿岸や北海道の漁業者を悩ました韓国漁船操業問題解決の必要性もあつて、竹島問題とは切り離して交渉を進めることとした。こうして、1998年11月に署名、翌年1月に発効した新日韓漁業協定（正式名称「漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定」。1965年の同名の協定と区別するためにこう呼ぶ）では、竹島を含む海域は日韓両国どちらの排他的経済水域にも属さないものの、資源管理について両国が責任を持つ「暫定水域」（韓国では「中間水域」と呼ぶ）とされた¹。

本稿第2部は、上記の動きの中で発信が強化された韓国の竹島問題に関する主張を、1996年に焦点を当てて整理し、韓国の竹島領有主張形成におけるその意味を考えるものである。

①1996年の竹島問題

(1)「独島」への「運命的な愛情」

1996年の国際情勢の推移と日本の外交活動の概要をとりまとめた外務省編刊『平成9年版外交青書』（1997年5月）の第2分冊に、「2月に韓国政府が竹島において接岸施設工事を実施する旨発表したことを契機として、竹島に関する日韓両国の立場の違いに焦点が当たった」という記述がある。韓国政府外務部編刊『1997年外交白書』（1997年8月）にも、「韓日両国は2月、独島接岸施設工事によって一時関係がふたたび閉塞した」とある（129頁）。

これは、1996年2月7日に韓国政府が竹島の「警備艇と漁船のための接岸施設計画を発表」したことに対して、同月9日に池田行彦外相が、竹島は「日本固有の領土」であって韓国の接岸施設建設は「日本の主権を侵害するもの」と強調し、常駐警備隊の即時退去を要求した²ことを契機とした日韓の対立をさす。韓国政府の接岸施設建設の発表は、同月6日に日本の「政府与党」が国連海洋法条約の国会での批准承認をめざす方針を示した（同月7日付『山陰中央新報』（松江））翌日であった。同月13日、韓国国会の統一外務委員会は、日本政府に抗議し、接岸施設建設は正当な主権行使であるという決議を採択した。決議文は、池田外相の発言は「200海里排他的経済水域宣布のための計算された発言としか見ることはできない」と日本を非難していた³。

¹新日韓漁業協定の締結交渉過程と内容については杉山晋輔「新日韓漁業協定締結の意義」（『ジュリスト』1151号 有斐閣 1999年3月 東京）に概要説明がある。

²独島事典編纂委員会編『独島事典 改訂増補版』（韓国海洋水産開発院 2019年3月 釜山）500頁

³「第178回国會統一外務委員會會議錄 第2號」（大韓民國國會事務處）27頁。国会事務處法政予算室編刊『獨島問題』（1996年6月）には、接岸施設建設について「我が政府が人工的埋立て作業を通じて（略）“独島で人間が居住および経済生活営為が可能ないように開発せねばならない”という提案をもっと早く採用していれば、今ごろ独島は排他的経済水域を持つことができる島の地位を十分に整えることができ

『平成9年版外交青書』第1分冊には、1996年3月2日の橋本龍太郎首相と金泳^{キム・ヨンサム}三大統領との首脳会談で、「この問題が両国民の感情的な対立に発展し、両国の友好協力関係を損なうことは適切ではないとの観点に立って」漁業協定締結交渉を行うことが確認され、同年6月22・23日の首脳会談では「この合意に沿って領有権問題と切り離して排他的経済水域の境界画定や漁業協定交渉を促進することとなった」とある。韓国政府の『1997年外交白書』にも、「一連の両国の首脳会談を通じて友好協力の基盤を強固にして両国関係を未来志向の関係として発展させていくための努力を継続することになった」とある（129頁）。

こうして、漁業協定交渉を進める上での基本的な合意が成立したが、日本の反対にもかかわらず、韓国政府は1996年4月29日に接岸施設工事を着工し、翌年11月7日に竣工させた⁴。1996年5月に刊行されたパク・インシク『独島』（テウオン社 ソウル）には、池田外相発言への韓国人の反発が次のように記録されている。「このような妄言は、憤怒した我が国民が日本大使館前で連日糾弾デモを繰り広げるほどの全国民的な抵抗を受けた。そのような一方で、領土問題において独島が占める象徴性をより明白に認識させ、東海の遠くに寂しく離れていたこの小さな島に対する運命的な愛情と関心を増幅させたのだった」（86～87頁）。

次は、韓国国立中央図書館および韓国国会図書館のウェブサイトの検索システムで「독도（独島）」を入力して、その年に刊行された著作物を検索した結果である（韓国国内で刊行されたものに限る）。

〔表1：韓国国立中央図書館 2022年1月25日検索実施〕

年	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
図書	1	1	0	1	1	36	13	12	7	20	11
学位論文	1	1	0	1	0	2	4	8	3	8	5
記事	4	2	1	4	4	40	13	32	7	21	12

ていた」とある（59頁）。国連海洋法条約121条3項では「人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない」と定められており、『獨島問題』の記述はこの項を意識している。新日韓漁業協定締結交渉については、野中健一『竹島をめぐる韓国の海洋政策』（成山堂書店 2021年1月 東京）第1章で言及されている。2018年11月14日付『北海道新聞』（札幌）の連載記事「海と国境」（91回）には、交渉最終段階の「暫定水域」の範囲をめぐる攻防が、排他的経済水域の基点の問題も含めて、描かれている。韓国が基点となる島を竹島としたのは、2006年6月の第5回EEZ境界画定交渉の時だった（坂元茂樹「海洋境界画定と領土紛争 - 竹島と尖閣諸島の影 -」（日本国際問題研究所編刊『国際問題』565号 2007年10月 東京）18～19頁）。

⁴前掲註(2)『独島事典 改訂増補版』500頁。浦項地方海洋水産廳編刊『西東島接岸施設築造工事 工事誌』（1997年11月）には、韓国政府は1991年6月8日に建設方針を決定し、竣工は1997年11月24日とある（6頁）。同頁には着工は1995年12月19日とあり、同年末に工事は中断していた模様である。総工費170億6885万²（15頁）、工事中に3人が死亡する事故があった（286頁）。

〔表2：韓国国会図書館 2022年1月25日検索実施〕

年	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
図書資料	3	2	0	1	2	31	30	25	15	27	23
学位論文	1	1	0	2	0	2	3	8	4	9	5
連続刊行物・学術記事	3	2	4	0	2	93	26	34	23	37	21

1996年に竹島に関係する刊行物が激増しているのは、この年、韓国の竹島問題への「関心」が画期的に高まったことを示している。

1996年の日韓の対立が韓国人の竹島に対する「運命的な愛情」をも増幅させたことについて、李榮薫は次のように指摘している⁵。金泳三大統領（在職1993～98）は「いかなる同盟も民族に代わることはできない」と就任の辞で述べた。経済成長よりも民族意識を重視する彼の大衆に迎合した手法は、竹島の接岸施設着工に現れた。「相互尊重と配慮の精神」で紛争を封じ込めた1965年の「独島密約」⁶は破棄された。しかし、これは韓国に不幸をもたらした。竹島の接岸施設竣工と、韓国のIMF経済危機到来が同じ1997年11月だったことは象徴的である。その後、2005年頃になると「“独島の岩を割れば韓国人の血が流れる”式の一種のトーテムズムが文化系の一角に位置を得た」のだった。

⁵『反日種族主義との闘争』（未来社 2020年5月 ソウル）252～259頁。

⁶ロー・ダニエル『竹島密約』（草思社 2008年11月 東京）による「竹島密約」は次の通りである（208頁）。「竹島、独島問題は、解決せざるをもって、解決したとみなす。したがって条約では触れない。（イ）両国とも自国の領土であることを認め、同時にそれに反論することに異論はない。（ロ）しかし、将来、漁業区域を設定する場合、双方とも竹島を自国領として線引きをし、重なった部分は共同水域とする。（ハ）韓国は現状を維持し、警備員の増強や施設の新設、増設を行わない。（ニ）この合意は以後も引き継いでいく」。筆者（藤井）は、「竹島密約」は、仮にあったとしても、1969年10月28日に日本政府は韓国政府に対して「竹島の韓国官憲の駐在に抗議、退去要求」を行なっており、この時点ですでに実効性を失っていたと考えている。韓国政府外務部編刊『独島関係資料集（I）－往復外交文書（1952～76）－』（1977年7月）によれば、日本の抗議文には、8月15日の海上保安庁巡視船「へくら」の竹島巡視によって「島には韓国政府による様々な建造物が未だ撤去されていないだけでなく、新しい施設が加えられたことが観測された」とある（283頁）。また、『月刊中央』33巻4号（中央日報社 2007年4月 ソウル）にある「独島密約」（韓国語）の（ハ）は、「現在韓国が占拠している現状を維持する。しかし警備員を増強したり新しい施設の建築や増築は行わない。」（107頁）であって、『竹島密約』（日本語）の「（ハ）韓国は現状を維持し、」の部分との違いがある。韓国語の文言だと、日本が韓国の竹島不法占拠を認めたと解釈される危険性がある。なお、筆者（藤井）は（ロ）は、竹島を含む水域を日韓両国の漁業者が共に操業できる水域として設定した新日韓漁業協定への韓国人の不満に対応して、2000年代の観点から追加したものではないかと疑っている。1965年の日韓漁業協定で認められた距岸12海里の漁業専管水域を竹島に設定した場合、そのすべてが重なるため文言が不自然なためである。なお、『竹島密約』でも事実誤認されている（10～11頁）が、1965年の日韓漁業協定で共同規制水域は竹島を含む水域には設定されなかった。

このように、1996年の日韓両国の200海里排他的経済水域設定をめぐる動きと竹島問題は関連した。韓国の竹島接岸施設建設強行、そして「独島」への関心と「運命的な愛情」の高まりは日本の反発を招いた。2005年2月23日の島根県議会で「竹島の日」条例制定について、「竹島は、歴史的にも国際法的にも島根県隠岐郡隠岐の島町に属する我が国固有の領土であることは明白であります。しかしながら、大韓民国は半世紀にもわたって同島を不法占拠し続け、これまで接岸施設の設置や国立公園指定の検討など、実行支配の動きを強化してまいりました」と提案理由が説明されたように、1996年の韓国の動きは同条例制定の背景になり、その後の竹島問題、そして日韓関係に影響を与えた⁷。

(2)韓国「第二世代」の主張発信

1996年には、「獨島所屬に對して」（『史海』1 朝鮮史研究會 1948年12月 ソウル）で最初期の韓国の竹島領有主張をまとめた申奭鎬^{シン・ソクホ}(1904～1981)の著作全集が刊行された⁸。また、1960年代後半に「勅令41号」を領有根拠と主張した李漢基^{イ・ハンギ}(1917～1995)の『韓國の領土一領土取得に関する國際法的研究』(ソウル大學校出版部 1996年2月 ソウル)の第二刷が刊行された(第一刷は1969年2月)。1996年6月には、乙酉文化社(ソウル)から李丙燾^{イ・ボンソ}(1896～1989)訳注の『三国史記』が刊行された。『三国史記』は日本政府第3回見解と韓国政府第3回見解で取り上げられた。この三人と、洪以燮^{ホン・イソフ}(1914～1974)・韓洵^{ヘン・ウグン}(1915～1999)・朴觀淑^{パク・グァンスク}(1921～1978)らは、韓国の竹島問題研究の「第一世代」というべき研究者たちであった。彼らには、日本統治期に高等教育を受け、1950～60年代に行われた日韓両国政府間の見解の交換にあたって韓国政府見解の作成に携わったという共通点があった⁹。

⁷1996年は、玄大松^{ヒョン・ダソク}『領土ナショナリズムの誕生』(ミネルヴァ書房 2006年11月 京都)でも、「独島/竹島問題」の「ターニングポイント」とされた(137頁)。玄大松は、韓国に領有根拠がないことを認識していない(1905年の編入前に朝鮮半島にあった政府が竹島を管轄した事実はないことの無視、竹島の帰属が「サンフランシスコ講和条約においてあいまいに処理されてしまった」(137頁)は事実と反する)。そのため、事実と反する事項を子供たちに教えざるをえないなど、「領土ナショナリズム」が韓国人をも傷つけることへの危機感は薄い。玄大松「戦後日本の独島政策」(『韓国政治学会報』48集4号(韓国政治学会 2014年9月 ソウル)の竹島問題の時期区分でも1996年が「分水嶺」とされている(53頁)。木村幹他編『平成時代の日韓関係』(ミネルヴァ書房 2020年7月 京都)所収の山下達也「転換期の日韓関係 - 領土問題の相克と定着化、二〇〇三～二〇〇七年 -」では、「竹島の日」条例制定の背景について、漁業問題を主として分析しているが、1996年の韓国の動きまで射程を伸ばして考えることが必要であろう。戦後の日韓間の竹島問題をめぐる対立の経緯概要は、拙著『竹島問題の起原 - 戦後日韓海洋紛争史 -』(ミネルヴァ書房 2018年4月 京都)終章参照。

⁸癡菴申奭鎬先生全集刊行委員會編『申奭鎬全集』(上、中、下)(新書苑 1996年6月 ソウル)。上巻に「獨島の史的由來と沿革」(『時事』1962年1月号 内外問題研究所 ソウル)が収録されている。

⁹拙稿「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(下)」(『島嶼研究ジャーナル』7巻2号(島嶼資料センター 2018年3月 東京)54頁。同「竹島漁労と1970年代の竹島問題〔補論 韓国の竹島問題への認識〕」(4期島根県竹島問題研究会編『第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』島根県総務部総務課 2020年3月)86頁。李丙燾は1919年に早稲田大学文学部卒業、申奭鎬は1929年に京城帝国大学法文学部史学科卒業、洪以燮は1939年に延禧専門學校(現延世大学校)文科卒業、韓洵は熊本第五高等学校で修学後1941年に東京帝国大学文学部西洋史学科入学、李漢基は金沢の第四高等学校で修学後東京帝国大学法学部を1943年卒業、朴觀淑は松江高等学校で修学後東京帝国大学法学部を1944年に卒業した。

一方、1996年に開催された三つの竹島問題に関する「学術シンポジウム」に登壇するなど、活発に活動したのは、愼鏞廈^{シン・ヨンハ}（1937～）・梁泰鎮^{ヤン・テジン}（1938～）・宋炳基^{ソン・ビョンギ}（1933～2018）・金明基^{キム・ミョンギ}（1936～）ら、1930年代生まれの「第二世代」というべき研究者であった。愼鏞廈は1996年2月27日に設立された独島学会¹⁰の会長で、1996年8月に『独島の民族領土史研究』（知識産業社 ソウル）を刊行した（同書での肩書はソウル大学校社会科学部社会学科教授）。

1996年4月12日に韓国精神文化研究院が主催した「獨島問題學術會議」では、梁泰鎮（土門會會長）が「文獻的側面から見た獨島關係資料分析」を報告し、宋炳基（檀國大學校教授）が討論者になった。金明基（明知大學校教授）は鄭寅燮^{チョン・インソプ}（ソウル大學校教授）の報告「國際法の側面から見た獨島領有權問題」の討論者となり、愼鏞廈は「歴史的側面から見た獨島問題」を報告し、それらは『獨島研究』（韓国精神文化研究院 城南、報告者の肩書は同書による）として同年9月に刊行された。

1996年4月18日に独島学会が主催した「独島学会創立記念学術シンポジウム」では、愼鏞廈^{チョン・チェウ}が鄭濟愚（独立運動史研究所）とともに「民族領土としての獨島研究」を、金明基が「獨島の領有權に関する韓国と日本の主張根拠」を、梁泰鎮（前政府記録保存所）が「韓日兩國間における獨島研究の現況」を報告した（『獨島の領有と獨島政策』（獨島學會 1996年4月 ソウル）報告者の肩書は同書による）。

1996年8月8日に独立記念館韓国独立運動史研究所が主催した「第10回独立運動史学術シンポジウム 大主題：獨島領有權問題と民族意識」の報告論文は、同年12月刊の『韓国独立運動史研究』10集（天安）に掲載された。愼鏞廈「韓國の獨島領有と日帝の獨島侵略」、宋炳基「資料を通じて見た韓國の獨島領有權 - 国内資料を中心に-」、金明基「國際法から見た獨島領有權 - 對日講和條約第2條を中心として-」が収録された。

金明基は『國際法學會論叢』80号（大韓國際法學會 1996年12月 ソウル）にも、「對日講和條約第2條に関する研究」を執筆した。また、同年12月には、梁泰鎮を「研究責任者」とする『韓國の領土管理政策に関する研究－周辺国家との領土問題を中心に－』（韓國行政研究院 ソウル）が刊行された。梁泰鎮はまた、『歴史批評』35号（歴史問題研究所 1996年5月 ソウル）に「韓日獨島領有權紛争の歴史」を執筆した。

学術誌・専門誌以外でも、『新東亞』439号（東亞日報社 1996年4月 ソウル）には愼鏞廈「獨島主權、死活を懸けた民族問題だ」が、『月刊朝鮮』200号（朝鮮日報社 1996年11月 ソウル）には梁泰鎮「歴史と國際法上で明らかな我が地：日本の獨島妄言に対する実証的反論」が掲載された。『朝鮮日報』や『東亞日報』とは政治主張が対立的な『ハンギョレ』（ソウル）も、同年8月13日付の紙面で、同月8日の「第10回独立運動史学術シンポジウム」での報告者の発言を報道した。

¹⁰「獨島に対する客観的な研究を通じて獨島が韓國の領土であることを明確にし、獨島に対する主權的次元からの政策が施行されることを支援できる学術研究を遂行しようとする」が設立目的であった（<http://www.dokdoinkorea.or.kr/> 2021年11月21日最終アクセス）。

(3)1977～78年の竹島問題と「第二世代」

慎錫廈ら「第二世代」の四人には、1977～78年の竹島問題での日韓の対立を契機に竹島問題への関心を高めたという共通点があった。1977年2月、福田赳夫首相が当時世界で設定が進みつつあった領海 12 海里・200 海里漁業水域について、竹島を基点として設定されると国会答弁し、韓国はこれに反発した。翌年4月に韓国政府は領海 12 海里を暫定実施し、5月に竹島近海の日本漁船を排除した。

慎錫廈は1981年7月に宋炳基・白忠鉉（1939～2007）との鼎談を司会した。その記録は『韓国学報』24 輯（一志社 1981年9月 ソウル）に「獨島問題 再照明」として収録され、日本語訳が『アジア公論』11 卷4号（韓国国際文化協会日本支社 1982年4月 東京）に「独島問題を再照明する」という題目で掲載された（同誌での白忠鉉の肩書は「ソウル大学教授・国際法」）。慎錫廈が、過去と異なり、漁業のような「今日の経済的側面」が竹島問題の焦点になったと述べている（「獨島問題 再照明」210 頁）のは、1977～78年の竹島問題での日韓の対立を背景にこの鼎談が企画されたことを示している。この鼎談は歴史学と国際法の専門家が韓国の竹島領有主張への批判・提言を述べるという内容であった。

梁泰鎮は1978年7月に『獨島關係文獻目錄』（刊行者不明 ソウル）を刊行した。その序文で「日帝はその侵略的根性を捨てることができず我々の厳然たる領土である独島を自己の領土だとしつこく主張」していると日本を非難した。ただし、同書は 50 頁ほどの簡易な冊子であった。翌 1979年7月刊の『韓國國境領土關係文獻集』（甲子文化社 ソウル）では全約 300 頁の4割を竹島問題に費やしていたが、梁泰鎮の関心は主に「北方境界線」にあったことが「序文」でわかる。1981年9月刊の『韓國の國境研究』（同和出版公社 ソウル）でも、「國境」は北方の境界線のことで竹島問題に関する項目がなかった。しかし、1989年7月刊の『韓國邊境史研究』（法経出版社 ソウル）では、第4章の「隣接海洋境界と沿岸島嶼」で竹島問題が包括的に記述された。

宋炳基は、1999年2月に刊行した『鬱陵島と獨島 - その歴史的接近-』（檀国大学校出版部 ソウル）の中で、1978年4月に崔永禧（1926～2005）を中心に「独島」研究を目的とした「韓国近代史資料研究協議会」が発足し、それに参加したことが「独島」研究のはじまりだったと回想している（7 頁）。崔永禧は当時第3代国史編纂委員長であり、1977年10月に現地調査した国史編纂委員会主管の「鬱陵島独島学術調査団」の団長であった（1977年10月25日付『京郷新聞』（ソウル）。この調査で「鬱陵島事蹟」が発掘されたと同記事にある）。

金明基の竹島問題についての最初の論考は「國際法上獨島の領有權」（國家考試學會編『考試界』23 卷9号（考試界社 1978年9月 ソウル））と思われる。この中で金明基は前年の福田首相発言や読売新聞社機の「独島の領空侵犯」を憤っている（117 頁）。1987年8月刊の『獨島と國際法』（華學社 ソウル）の序文では、大韓國際法學會の会員を中心とした「獨島學術調査團」の一員として 1979年3月に竹島に上陸した時の感激を記した。同書には、調査団の帰路の船内で、宋炳基が「高宗時代の鬱陵島、獨島經營」、金明基が「The Minquiers and Ecrehos Case(1953年)の分析と獨島問題への適用」という題目で講演したとある（158～159 頁）。

以上概観したように、韓国の竹島問題研究にとって1996年は画期となった年であった。1950～60年代の日本との論争で起用された「第一世代」の著作が再刊されたが、主張の発信の中心となったのは、1977～78年の日韓の対立で竹島問題への関心を高めた1930年代生まれの「第二世代」であった¹¹。韓国の竹島問題研究者の世代交代を見ることができる。

さらに、1996年には、日本統治終了後に生まれた論者による発信が行われた。金柄烈^{キム・ビョンヨル}(1956～)は『韓国論壇』(韓国論壇 ソウル)誌上で下條正男との論争を行った(筆者肩書は国防大学院教授)。「(5月号「竹島が韓国領という根拠は歪曲されている」に対する反論文)日本の古地図にも独島は韓国の地と明示」(82号1996年6月)、「(独島論争5)証拠を無視するな」(87号1996年11月)である。それらは序文に同年10月記とある『獨島領有権に関する考察』(国防大学院 ソウル)と金柄烈『独島か竹島か』(タダメディア 1996年11月 ソウル)に収録された。

後に東北アジア歴史財団(2006年設立)第2代理事長(在職2009～12)になる鄭在貞^{チョン・チェジョン}(ソウル市立大学校教授1951～)を会長とする「韓日関係史研究会」は、1996年3月8日に「韓日両国間の領土認識の歴史的再検討」と題する「学術シンポジウム」を開催した。『独島と対馬』(知性の泉 1996年5月 ソウル)はその発表論文と討論を編集したものであった(鄭在貞の肩書は同書による)。対馬の韓国帰属を日本統治終了直後に主張したのは、在朝鮮米軍政庁の水産顧問であった鄭文基^{チョン・ムンギ}(1898～1995)であった。彼は1977年12月10・11・13日付『韓国日報』(ソウル)掲載の「私の履歴書」でその経緯を回想した¹²。竹島問題が関心を集める時、韓国では対馬の帰属も言及されるという事象は1996年も繰り返された。

1996年以後の韓国の動きについて、鄭秉峻^{チョン・ビョンジュン}は次のように説明した。「1900年代中盤以後独島研究を専攻する専門的研究者群が形成された。特に韓日新漁業協定の締結、島根県の「竹島の日」公布など(について - 藤井補注 -)1990年代中盤以後韓国で以前の静かな外交的対応より強力で全面的な対応を要求する国民の要求が政府と学界に集中した。多数の民間独島研究機関・政府・公共独島研究が組織され、政府・非政府組織なども多様な活動を繰り広げた」¹³。

¹¹「第二世代」の4人の竹島問題に関する主張の発信は1996年の後も続いた。慎鏞廈は1998年から2001年にかけて刊行された『獨島領有権資料の探究』1～4巻(獨島研究保全協会 ソウル)の編著者になった。梁泰鎮は1998年8月に『獨島研究文獻輯』(景仁文化社 ソウル)、1999年2月に『近世韓国國境域論考』(同前)を刊行した。1991年8月刊の『韓國領土史研究』(法経出版社)には竹島に関する記述がなかったことを考えると、梁泰鎮にとっての1996年の意義は大きかったことがわかる。宋炳基は2010年まで3回にわたって『蔚陵島と獨島 - その歴史的接近 -』を改訂して刊行した(『書き直した蔚陵島と獨島』(檀国大学校出版部 2005年12月 ソウル)、『再訂版 蔚陵島と獨島』(同 2007年7月)、『蔚陵島と獨島 - その歴史的検証 -』(同 2010年4月)。金明基は編著『独島特修研究』(独島調査研究学会・法書出版社 2001年3月 ソウル)をはじめとして、竹島問題関連の図書を頻繁に刊行していく。

¹²鄭文基の文章は學術院編刊『私の歩んできた道 - 元老會員回顧録 -』(1983年8月 ソウル)に「流水回顧録」として収録された。「26.対馬島領有問題と李博士」(196～200頁)で対馬に言及している。

¹³『独島 1947 - 戦後独島問題と韓米日関係 -』(トルペゲ 2010年8月 坡州) 45～46頁。「孔義植・崔永鎬「韓国における独島・竹島に関する研究及び市民団体の活動について」(『法学紀要』58巻(日本大学法学部法学研究所 2017年3月 東京))に韓国の組織・団体の概要説明があり、「政府関連の研究機関」として、2008年設立の独島研究所(2006年設立の東北アジア歴史財団内の機関)、1996年設立の韓国海洋科学技術院東海研究所、2006年発足の韓国海洋水産開発院独島・海洋領土研究センター、1997年設置の独島博物館が挙げられている。韓国海洋科学技術院は1973年に韓国科学技術研究所付設海洋開発研究所として発足した海洋水産部傘下機関で、2012年に現名称となった。釜山広域市影島区所在。1996年に

このような韓国の変化の背景には、李榮薫が指摘したように、韓国人の対日対抗意識に抑制が効かなくなったことがあった。朴椿浩（1930～2008）は「獨島 静かに研究しよう」（『韓国論壇』80号 1996年4月、筆者肩書は前高麗大学校法科大教授）で、現在は「独島問題を対日感情発散の手段として活用」するのではなく、着実に「独島」開発を進める段階にある。世界の島嶼をめぐる紛争には、共同管理や共同開発、あえて放置を選んだ例もあると論じた（135頁）。しかし、日本が朝鮮半島を「詐欺的な手段」で侵略する中で行われた1905年の竹島編入手続きには欠陥があると非難するなど、この文章も「静かに研究しよう」という雰囲気にはほど遠かった。

なお、本報告書掲載の松浦正伸「VANK（Voluntary Agency Network of Korea）より見たるサイバー空間における非政府アクターの外交的役割」には、韓国の「1980年代後半の民主化と1990年代の情報化」によって「個人活動家が積極的に日韓の外交問題に介入する時代を迎えた。無限に広がるサイバー空間は、主権や歴史認識をめぐる「物語」を国際世論に拡散」したとある（139頁）。このような変容を視野に入れて竹島問題を考える必要がある。

②韓国の主張-過去の論議との断絶

(1)独島学会の広報冊子

1996年3月刊の独島学会編刊『独島領有権に対する日本の主張はなぜ誤りなのか？』（ソウル以下「独島学会冊子」と略記）で、当時の韓国の主張を包括的に把握できる。そこで、この冊子の項目に沿って主張を検討していきたい。ここでは「1. 17世紀の日本による竹島の利用」と「2. 1905年の島根県への竹島編入」という二つの論点を検討する。「3. サンフランシスコ平和条約における竹島の帰属処理」という三つ目の論点については「竹島問題に関する1996年の韓国の主張について - 平和条約をめぐる - 」ですでに検討を終えた¹⁴。

「独島学会冊子」の各項目の見出しは次の通りである（1～3の見出しは藤井による）。

樹立された「海洋開発基本計画」にしたがって活動を活性化させ、2008年に慶尚北道蔚珍郡竹辺面に東海研究所を設置した（<http://uljin.grandculture.net/uljin/toc/GC01800920>）。韓国海洋水産開発院（略称KMI）は1997年に国立水産振興院水産経済研究室など5機関を統合して発足した国務部総理室傘下機関。釜山広域市影島区所在。2005年に「独島研究センター」を設置（<https://www.kmi.re.kr/web/main/main.do?rbsIdx=1>）。海洋水産部所属機関として、国立海洋調査院（海軍の水路局にはじまり1996年に現名称に改称。釜山広域市影島区所在）、国立水産科学院（2002年に国立水産振興院から改称。釜山広域市機張郡所在。なお、国立水産振興院は朝鮮総督府水産試験場を1963年に改組した機構である）がある。

¹⁴『島嶼研究ジャーナル』11巻2号（2022年3月）。1994年3月に塚本孝「平和条約と竹島（再論）」（『レファレンス』518号（国立国会図書館調査立法考査局））が発表され、竹島を日本領に残したサンフランシスコ平和条約の領土条項の作成過程が解明されたことに韓国は向き合わざるをえなかった。「独島学会冊子」でも、16項目のうち⑨～⑯の8項目と半数がサンフランシスコ平和条約に関連する事項であった。「平和条約と竹島（再論）」は「「サンフランシスコ」平和条約時に独島が抜け落ちた過程と顛末」という標題で『韓国軍事』3号（韓国軍事問題研究院1996年8月 城南）に韓国語訳が掲載された。標題は内容と合致せず、註部分は韓国語訳されていないなど、問題がある。なお、『韓国軍事』3号には、田村清三郎『島根県竹島の新研究〔復刻補訂版〕』（島根県総務部総務課1996年5月）中の「韓国の主張とその批判」も、「我国外務部の公式主張に対する日本の反駁論理」と題して韓国語訳が掲載された。

1. 17世紀の日本による竹島の利用

- ①独島が最初に取り上げられた日本の古文献も独島を韓国領土と記録し、東海側の日本の領土は隠岐島を限界としたとした。
- ②日本政府が歴史的根拠として提示する1618年の「竹島渡海免許」と1656年（一説1661年）の「松島渡海免許」はむしろ鬱陵島（竹島）と独島（松島）が韓国領土であることを証明する資料だ。なぜなら当時「渡海免許」は日本徳川幕府が鎖国政策時代に自国民が外国に渡る時に発給した許可状であったためだ。
- ③1693年（一説1692年）安龍福の日本拉致で始まった鬱陵島・独島領有権論争で、日本徳川幕府は1696年1月に鬱陵島・独島を朝鮮の領土と再確認して、日本漁民たちの出漁を禁止し、すでにこの時に鬱陵島・独島領有権論に終止符を打った。
- ④1696年1月日本政府が鬱陵島と独島を朝鮮領土と再確認決定した事実は外交文書化されて朝鮮政府と交換された。
- ⑤1696年1月日本政府の「鬱陵島・独島=朝鮮領土」再確認は鬱陵島だけでなく独島の朝鮮領土再確認も含まれたのだ。
- ⑥1696年1月以後日本の地図はすべて日本政府の「鬱陵島・独島=朝鮮領土」再確認を反映して、鬱陵島と独島を朝鮮領土として描いた。その代表的例が林子平の三国接譲之図だ。

2. 1905年の島根県への竹島編入

- ⑦日本政府は1905年に独島を日本領土に編入して国際法上適法だと主張しているが、これは独島を当時主人のいない島'と前提しているために完全に不法で無効で、成立しないのだ。
- ⑧日本政府は1905年に独島の領土編入を国際的に告示できず地方の県の内部の告示だけした。これは明白に独島の所有主である韓国と世界が知ることのできないように処理しようとしたのだ。

3. サンフランシスコ平和条約における竹島の帰属処理

- ⑨日本は1945年の敗戦後に韓国に返還した領土は1910年8月当時日本が併呑した領土に限定され、1905年に編入した独島は該当しない」と主張している。連合国の旧日本領土処理原則は1894年1月1日を基準としてそれ以後日本が併合した領土はすべて元の住民に返還するものだった。
- ⑩連合国は1946年1月29日の連合国最高司令部指令第677号で独島を日本領土から除外して韓国に返還した。その後連合国はこれを修正しなかった。
- ⑪連合国はサンフランシスコ対日講和条約締結に先立って1950年に作成した「連合国の旧日本領土処理に関する合意書」で独島を韓国領土と合意した。
- ⑫サンフランシスコ講和条約本文から独島の名称が脱落したのは日本のロビー工作のためだった。米国は第1次～5次草案では独島を韓国領土に、第6次草案では日本領土に含ませたが、第7～9次草案では独島の名称を脱落させた。
- ⑬サンフランシスコ講和条約本文からの独島の名称脱落に、米国側内部の意見は一致していなかった。米国国務部の地理担当者は独島を韓国領土と表示するよう強力に主張した。
- ⑭サンフランシスコ講和条約で英国・NZ・オーストラリアは独島を韓国領と明記することを希望し、英国草案では独島を韓国領土に含ませた。
- ⑮サンフランシスコ講和条約での独島の名称脱落で日本のロビー活動は結局失敗し、独島の領土帰属に対して連合国が以前に合意した「独島は韓国領土」という決定が継続留保することになった。

⑩サンフランシスコ講和条約での独島の名称脱落は結果的に独島を韓国領土と公認したものだ。なぜならサンフランシスコ講和条約も連合国が独島を韓国領土と認めた 1945～1951 年の明文化された領土規定の一貫した体系に依拠するためだ。

「独島学会冊子」をはじめとする 1996 年の韓国の研究者の主張を検討する視点として、過去の論議、とりわけ 1950～60 年代の日韓両国政府間の見解の交換（〔表 3〕）での論議、そして前述の 1981 年の鼎談「獨島問題 再照明」での論議との連続性を考えてみたい。

〔表 3：竹島問題に関する日韓両国政府の見解および掲載刊行物〕

	日付	掲載刊行物
日本政府第 1 回見解	1953 年 7 月 13 日	A (日本文)・C (韓国文・英文)・D (英文)
韓国政府第 1 回見解	1953 年 9 月 9 日	C (韓国文・英文)・D (英文)
日本政府第 2 回見解	1954 年 2 月 10 日	B (日本文)・C (韓国文・英文)・D (英文)
韓国政府第 2 回見解	1954 年 9 月 25 日	C (韓国文・英文)・D (韓国文・英文)
日本政府第 3 回見解	1956 年 9 月 20 日	D (日本文・英文)
韓国政府第 3 回見解	1959 年 1 月 7 日	D (韓国文・英文)
日本政府第 4 回見解	1962 年 7 月 13 日	D (日本文・英文)
韓国政府口上書	1965 年 12 月 17 日	見解は添付されなかったためなし。

A:外務省情報文化局「記事資料」

B:『海外調査月報』第 4 巻第 11 号 (外務省調査局国際経済研究所 1954 年 11 月)

C:韓国政府外務部編『獨島問題概論』(1955 年)

D:韓国政府外務部編『獨島關係資料集 (I) -往復外交文書(1952~76)-』(1977 年 7 月)

(2)17 世紀の日本の竹島の利用をめぐって

「独島学会冊子」①(2～3 頁)の「日本の古文献」とは、1667 年編纂の「隠州視聽合記」である。日本政府は第 2 回見解で「幕府から米子の大谷、村川両家に対して竹島の支配が許され、鬱陵島に渡航の際には常にこの島が中継寄港地として利用されるとともに、同島において漁獵も行われていた」ことを示す資料の一つとしてこれに言及した。韓国政府は第 3 回見解で「隠州視聽合記」は「独島が韓国領土の一部分だとする」資料と主張した。これに対して日本政府は第 4 回見解で、日本人は「幕府の公認の下に竹島を経営していた」のであり、「隠州視聽合記」はその実見談を採録した資料と主張した。一方で、朝鮮には「竹島に対する実効的経営を行なった形跡は何らみられない」と指摘した。

「独島学会冊子」②(4～5 頁)の「渡海免許」をめぐると主張は、第 2 回見解で韓国政府が 17 世紀の日本人の鬱陵島渡海免許を外国貿易のための「朱印」と主張したことに始まる。日本政府が第 3 回見解で「大谷、村川両家に与えられたのは朱印状ではない。それは竹島(鬱陵島)に対する渡海免許」であると反論すると、韓国政府は第 3 回見解で 17 世紀の日本人の渡航は朝鮮半島に対する「日本人たちの侵寇虜掠のための渡海」の一部であったと主張した。日本政

府は第4回見解で、韓国政府の主張が成立するためには「日本の竹島に対する実効的経営以前に、朝鮮が同島を実効的に経営していたことが立証されなければならないが（略）これを証明するものは何らない」と反論した。

韓国政府はこの反論に対応して、朝鮮人が自国政府公認の下に現在の竹島で活動した実例を示すべきであったが、それが記されるはずの第4回見解は日本政府に送付されることはなかった。申奭鎬・李丙燾・李漢基・朴観淑ら4人が、1963～65年に韓国政府が行った3回の要請と調査費支給にもかかわらず、見解を作成しなかったためであった¹⁵。この経緯をふまえるならば、「独島学会冊子」がその実例を示すべきであったが、それはなされなかった。

1996年の韓国の研究者の著作も同様であった。金明基「韓国の独島領有権主張の論理」（『韓国軍事』3号（韓国軍事問題研究院 1996年8月 城南））では、「韓国の主張根拠」は6世紀の「于山国の帰属と管轄」から始まるが、竹島での朝鮮人の具体的な活動への言及はない。一方、「日本の主張根拠」は「島根県告示第40号による先占」から始まり、17世紀の竹島の利用が無視されている（71～74頁）。

梁泰鎮が「文献的側面から見た獨島関係資料分析」（『獨島研究』）で朝鮮の「古文獻に現れた鬱陵島・獨島関連記事」として列挙した文献中もっとも具体的なのは、「鬱陵島事蹟」にある、1694年に鬱陵島に派遣された官吏張漢相の記録であった。しかし、張漢相は「辰方（東南）に位置していて大きさは鬱陵島の3分の1に満たず、距離は300余里ほどの」島を目撃したと梁泰鎮が書いている（64頁）ように、竹島を実地調査したわけではなかった。日本政府は第2回見解で「竹島は古く松島の名において日本人に知られ、それが日本領土の一部と考えられ、また日本人によって航海上または漁業上利用されていた」として、『隠州視聽合記』、18世紀半ばの『竹島図説』、1801年の『長生竹島記』などの資料を示していた。梁泰鎮はこれらよりも明確に朝鮮人が現在の竹島を利用したことがわかる古文獻を示すことはなかった。

これら日本の資料について、林英正¹⁶は『獨島研究』所載の「日本の獨島領有権主張の根據 - 資料を中心に -」で、日本の古文獻における竹島の「認知が伯耆など出雲地方というきわめて制限された地域のものであるだけでなく、文献の内容が直接目撃した者のものではなく鬱陵

¹⁵前掲註(9)「竹島漁労と1970年代の竹島問題〔補論 韓国の竹島問題への認識〕」85～89頁。韓国外交史料館所蔵資料「獨島問題,1965-71」（分類番号:743.11JA 登録番号:4569 制作年度:1971 生産課：東北亜課）40～41・65～66・127～128コマ。韓国政府内では、1965年6月22日の日韓条約調印と同時に交換された「紛争の解決に関する交換公文」の「紛争」には竹島問題は含まれず、問題は解決したので、韓国政府第4回見解は必要ないという言い訳も考えられた。しかしそれでは、同年8月18日付文書で李丙燾たちに見解作成を督促していることとの整合性が失われる。日韓両国政府間の見解の交換を考察した拙稿として「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(上)」（『島嶼研究ジャーナル』7巻1号（2017年10月））・前掲註(9)「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(下)」がある。塚本孝「竹島領有権をめぐる日韓両国政府の見解」（国立国会図書館調査及び立法考査局編『レファレンス』52巻6号（2002年6月））では日韓両国政府の見解が整理されている。なお、『獨島關係資料集（I）—往復外交文書（1952～76）—』所収の日本政府見解は、慎鏞廈「日帝下の獨島と解放直後の韓国返還過程研究」（『韓国社会史研究会論文集』34輯 1992年12月、『獨島の民族領土史研究』に第4部として収録）で検討されており、韓国の研究者にとって既知のものであった。

¹⁶林英正は1996年12月に、「日本の領有権主張の検討」（『東國史學』30輯 東國史學會 ソウル）と「日本の獨島・釣魚諸島に対する領有権主張検討」（『東國歴史教育』4集 東國歴史教育會 ソウル）を発表した（肩書は東國大學校歴史教育科教授）。また、『獨島領有権の日本側主張に反駁する日本人論文集』（景仁文化社 2003年 ソウル）で山辺健太郎・梶村秀樹・堀和生の論考を訳出した。

島を往来する途中で知るようになった船夫などの目撃談を伝聞で採集したものだ。したがって認知が中央政府におけるものではなく、また中央政府で公式的にどのような行政措置がとられてきたかを確実に知ることはできない」と批判した（117頁）。

幕府が現在の竹島で漁猟を許可した書類は確認できないものの、許可の経緯と活動の記録は文献に残されており、竹島の産物が将軍に献上された記録もある¹⁷。幕府公認の上で日本人が竹島で活動した事実を、林英正のように否定することはできない。

1981年の鼎談で、白忠鉉は日本の政府見解や研究では竹島での日本人の活動が緻密に整理されていると評価し、それに対抗するため韓国も「鬱陵島住民たちが独島に出かけて漁労作業をしたとか（略）全羅道漁民が独島を往来しながら暮らしを立てたとかいうことを、些少なことのようですが整理する必要がある」と述べた（『アジア公論』11巻9号 80頁）。

ところが、白忠鉉が1996年3月刊の『國會報』353号（国会事務處 ソウル）に寄稿した「独島、何が問題か - 国際法上の論点 -」では、「日本の史料の共通点は鬱陵島と独島の周辺海域における漁労実績に関するものだけで独島自体に対する領有権行使とは関係ない」と主張するだけであった（44頁）。1981年の鼎談で白忠鉉は朝鮮人が竹島に出漁した具体的な記録が必要と述べたはずで、ここには、過去の彼自身の発言との断絶が見られる。

白忠鉉の主張の背景にある考えは次のようなものであろう。竹島での漁猟は鬱陵島での活動があって成り立つものであった。鬱陵島は古来朝鮮領であったはずで17世紀の日本人の竹島での漁猟は竹島領有の根拠にはならない。これと同様の主張は、「独島学会冊子」^②でも行われた。

実は、第2回見解作成の際に、韓国政府内部では、17世紀の鬱陵島領有問題を詳しく説明するのは「日本側が鬱陵島に対してある程度の出漁、すなわち現代国際法上の用語で有効的な経営権を行使したことを我が方でも認定する」ことになるのではないかと。「鬱陵島空島政策に対して我が方で率直にこれを認定した場合には、法律的に見て、我が国側では有効的で継続的な経営ができなかった点を認定」することになるのではないかという意見があった¹⁸。日本政府は第2回見解で、「李朝初期以来、長期にわたって鬱陵島に対し「空島政策」がとられていたのであるから、常識的にも同島よりさらにはるか沖合の孤島たる竹島にまで、韓国側の経営の手が延びていたとは考えられない」と指摘した。また、「開国以前の日本には国際法の適用はないので、当時にあつては、実際に日本で日本の領土と考え、日本の領土として取り扱い、他の国がそれを争わなければ、それで領有するには十分であったと認められる」と主張していた。

日本政府が第2回見解で示した竹島を日本領とする条件は17世紀の鬱陵島にもあてはまるのではないかと。このように1954年の韓国政府は懸念して論議していた。1996年の白忠鉉には、この論議のような慎重な姿勢は見られない。

¹⁷川上健三『竹島の歴史地理学的研究』（古今書院 1966年8月 東京）73～83頁。『竹島に関する資料の委託調査報告書—平成31年度 内閣官房委託調査—』22頁。

¹⁸前掲註(9)「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(下)」45頁。韓国外交史料館所蔵資料「独島問題,1954」（分類番号:743.11JA 登録番号:4566 制作年度:1954 政務局第一課作成）86コマ。

(3)地図、「于山島」、1905年の編入手続き

「独島学会冊子」⑥(14~15頁)の「三国接壤之図」は、18世紀に林子平が著した『三国通覧図説』の付図「三国通覧輿地路程全図」のことである。「独島学会冊子」ではフランス語版の「三国通覧輿地路程全図」が掲載され、『三国通覧図説』は「1832年にフランス語に翻訳、世界に広く普及されて鬱陵島と独島が韓国の領土であることを証明している」という説明が加えられていた¹⁹。

「三国通覧輿地路程全図」では、日本海の実際に竹島のある位置には何も描かれておらず、鬱陵島(「竹嶋」と表記)の東側直近に小島が、朝鮮半島東側近傍に存在しない島が描かれていた。「独島学会冊子」では、「林子平は東海(日本海のこと - 藤井補注-)の中に鬱陵島と独島(于山島)を正確な位置に描き、鬱陵島と独島をすべて朝鮮の色で彩色して朝鮮領土であることを明確に表示した」と説明されていたが、これは事実ではない。実は、「三国通覧輿地路程全図」については、第1回見解を作成する過程で「この島がはたして独島なのか」という疑問の声が韓国政府内でもあった²⁰。3回にわたる韓国政府見解では採用されなかったのは、「第一世代」の韓国人研究者の慎重さを物語るものであろう。

地図について、白忠鉉は1981年の鼎談で「もし国境線を画定する時に両方の代表が集まって合議する、今でいえば条約ですが、(略)そして次に代表が実測して、その条約の一部を構成する地図を作ったなら、それは証拠力が強いものです」、また「地図が出る時には必ず国家の承認が必要だがそれに対する証明などをすれば、その地図は非常に重大な証拠力を持ちます」と述べていた(「獨島問題 再照明」212・229頁)。

「独島学会冊子」⑥では、このような見地からの「三国通覧輿地路程全図」の検討はされていない。もしされたならば、条約の付図でもなく、著者の林子平が「地理相違之絵図」を出版したとして幕府から処分を受けた「三国通覧輿地路程全図」が領有主張の根拠として採用されたとは思われない。白忠鉉は1981年の鼎談で、「日本に、(独島を - 藤井補注-) 韓国領と表記された地図があれば、その製作者が誰か、また公認を得たものかに関係なく我々は興奮します」と韓国の対応を批判した(「獨島問題 再照明」214頁)が、その批判は活かされなかった。

「独島学会冊子」⑥で朝鮮の古文獻の「于山島」を現在の竹島としていることにも言及せねばならない。日韓両国政府間の見解の交換で「于山島」をめぐる論議は行われたが、日本政府は第4回見解で、「日本側で「松島」と命名して経営していた島(今の竹島)のあることを知って、古文獻にあらわれた于山島をその松島にあてはめたものにすぎず、高麗史地理志、世宗実録地理志、新增東国輿地勝覧に記された于山島が現在の竹島であると立証する資料には何等ならない」と、「于山島」を竹島の古称とする韓国政府の主張を批判した。朝鮮の後代の文獻

¹⁹韓国には、ペリー来航時に江戸幕府が『三国通覧図説』のフランス語版を提示して小笠原諸島の領有を主張したので「三国通覧輿地路程全図」は公的な性格を持つという主張がある。この主張はまったくの誤りである(塚本孝「小笠原諸島のいわゆる林子平恩人説と竹島」『島嶼研究ジャーナル』9巻1号2019年11月)が、領有根拠には「公的な性格」が必要であることに気づいていたと思われる。

²⁰前掲註(15)「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(上)」38~40頁。韓国外交史料館所蔵資料「独島問題,1952-53」(分類番号:743.11JA 登録番号:4565 制作年度:1953 政務局第一課作成)92コマ。「三国通覧輿地路程全図」については、船杉力修「絵図・地図からみる竹島(II)」(竹島問題研究会編『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』島根県総務部総務課 2007年3月)に説明がある(149頁)。

にある「鬱陵于山皆于山國地、于山則倭所謂松島也」²¹という文言を利用して、それ以前の朝鮮の古文獻にある「于山島」をすべて「松島（江戸時代の竹島の日本における呼称）」に読み替えようとする、韓国政府の意図を封じた。

この指摘に対応すべきであった韓国政府第4回見解は作成されず、「独島学会冊子」でも言及はなかった。慎鏞廈『独島の民族領土史研究』311頁や、梁泰鎮を「研究責任者」とする『韓国の領土管理政策に関する研究』127頁では、「鬱陵于山皆于山國地、于山則倭所謂松島也」という文言に触れているが、この指摘への反論はない。

「独島学会冊子」⑧（18～19頁）の、日本は「1905年に独島の領土編入を国際的に告示できず地方の県の内部の告示だけ」にしたという主張も、過去に行われたものであった。韓国政府は第2回見解で1905年2月22日の竹島編入に関する島根県告示は秘密裡に行われたと非難した。それに対して日本政府は第3回見解で、島根県告示は同年1月28日の「閣議決定に基いて島根県知事から発せられたものであって、（略）そこに表明されたものは、疑いもなく日本の国家意思の表明であるのみならず、右形式は、当時日本が領土取得の際に慣行した告示方法であり、竹島編入に際してとくにとられた措置ではない」と述べた。

韓国政府は第3回見解で、竹島編入は日本国民にすら知らされなかったと非難し、領土取得は外国に通報する義務があると主張した。日本政府は第4回見解で島根県告示が1905年2月22日付の島根県の県報と同月24日付『山陰新聞』に掲載されていると述べて韓国政府の主張を否定し²²、「領土取得の要件として外国政府への通報を義務的であるとはしていない」という学説や判例を示した。韓国政府が提示した国際法協会の1888年の宣言については、国際法協会はこの年に会合を行っていないと指摘し、これが国際法学会の同年の宣言だとしても「外国への通報は必要条件とされておらず」、領土取得については「各国における慣行たる形式による公表であってもよいことを明らかにしている」と指摘した。

その上で、日本政府は、無主地の先占についてこのように通告が必要はないのであれば、「すでに古来から日本がこれを認識し、これを有効に経営してきた地域であって、しかも他国によって争われたことのない地域については一層かかる通報義務はないとみなさなければならない」と主張した。ここでも、朝鮮人が自国政府公認の下に竹島で活動した実例を示さねばならないという課題を韓国政府は突きつけられていた。しかし、これに反論するはずの韓国政府第4回見解は作成されなかった。

1981年の鼎談で宋炳基は、竹島の場合と同様に1898年の南島編入も「東京府知事の告示で宣布し（略）もちろん官報には掲載され」なかったと述べた（「獨島問題 再照明」209頁）。このように、日本政府の主張を一部認めたものの、「竹島は韓国と直接密接な利害関係を持つ

²¹塚本孝「竹島領有権をめぐる韓国政府の主張について—政府広報資料『韓国の美しい島、獨島』の逐条的検討—」（東海大学法学部編刊『東海法学』52号2016年9月平塚）では、韓国政府が第2回および第3回見解で引用した「増補文献備考」（1908年）よりも古い「東国文献備考」（1770年）が取り上げられ、下條正男の研究を引用して、この文言が「筆者個人の見解」によるとされている（82～83頁）。領土問題で利用される証拠としての価値は低いということであろう。

²²『島根県報』は1916年4月1日からの刊行であって、1905年にはまだない。「独島学会冊子」にも、島根県告示は『県報』と『山陰新聞』に「少しだけ」掲載されたとあり、「独島学会冊子」の筆者が日本政府見解を読んでいたことがわかるが、島根県の県報掲載という記述への追求はなかった。

ている島」なのに韓国に通知せず官報に記載しなかったと非難した。しかし、この「直接密接な利害関係」の具体的内容を宋炳基は説明しなかった。「独島学会冊子」⑧も日本政府第4回見解の主張に対応したものではなかった。

金明基は「“国際法の側面から見た獨島領有権問題”に対する討論」（『獨島研究』）で、日本が1904年の日韓議定書や第1次日韓協約を「韓国に一方的に強制して韓国の外交権を実質的に日本が掌握している状況に至っていたので」1905年の編入措置は「我が国に対して“無効”である」と主張した（105頁）。

このような非難は韓国政府第3回見解でも行われた。これに対して、日本政府は第4回見解で、韓国は「島根県告示による竹島の編入は、「日清戦争以後の日本帝国主義の一連の侵略行為の一環であった」と述べ、1904年日韓協約による外交顧問の任命が、竹島編入に関係があるが如く述べているが、韓国が島根県告示より以前から竹島を有効に経営していたということが立証されない限り、かかる議論は全く根拠がなく、同島編入が侵略行為であるというが如き主権国に対する重大な非難は、最も高度な確実性をもって立証されるべきであって、韓国が全く事実に反する独断をもってかかる非難を行うことは断じて容認できない」と強調していた。「“国際法の側面から見た獨島領有権問題”に対する討論」にそのような「立証」はなかった²³。

慎鏞廈は『独島の民族領土史研究』で、日本政府第4回見解に対して韓国政府が「条目別に詳しく反駁していないことは大きな手落ちだとみることができる」と批判した（308頁）。しかし、1996年の韓国の主張も日本政府見解に反論したものではなかった²⁴。1996年の韓国の主張には過去の論議との断絶があった。

③日本の資料利用の「成果」

(1)1905年の編入をめぐる論議

「独島学会冊子」⑦（16～17頁）には、1905年の竹島編入の時に日本が「無主地先占」の方式をとったことについて、「韓国領土である独島を“無主地”だとねつ造したのだった。したがって独島が1905年1月以前に“無主地”ではなく“韓国領土”だったことを証明すれば、この“無主地先占論”に依拠した日本の内閣会議の決定は完全に無効とされるのだ」とある。

²³金明基は同論文で通告の問題には言及していない。1987年の『獨島と國際法』では、金明基は「1888年の“國際法学会”の“領土の先占に関する國際宣言”も通告を先占の要件と明示しているので、（略）1905年当時の通告が先占の要件であることは一般國際法だということができる」とした（28頁、初出は1982年8月刊の『考試界』28巻8号掲載論文）。一方で「通告を國際法上先占の要件にできるのかは別途に研究を要する」とあり（49頁、初出は1983年11月刊の『月刊考試』118号掲載論文）、一定していない。なお、前者の註に「横田喜三郎,國際法,Ⅱ,第7版（東京：有斐閣,1966）」とある。有斐閣刊1958年初版（1970年刊）の『國際法Ⅱ』には「アフリカにおける先占については、他の諸国に対する通告が要件とされた」、「一般の先占については、しかし、通告が要件であるとはいえない」とあり（91～92頁）、金明基の記述とは異なる。

²⁴慎鏞廈は、日本政府第4回見解を批判し「独島が韓国領土であることを論証する」として、『独島の民族領土史研究』308～321頁で自己の見解を記しているが、その内容は「独島学会冊子」と共通した部分がある。もっとも重要な論点である「韓国が島根県告示より以前から竹島を有効に経営していた」ことの証明について、「韓国は西紀512年から于山国の領土であった鬱陵島と独島を韓国の領土として領有して経営支配してきたため、これは論争の余地もない問題だ」（316頁）と強弁したが、その「経営支配」の実態を示していない。よって、慎鏞廈も第4回日本政府見解に反論したとは言えない。

日本政府は第1回見解で、1905年の「島根県告示40号」による領有の意志の表示、およびその後の「有効的な経営」がなされることによって日本の竹島に対する領有権は確立されたと述べた。これに対して韓国政府は、「いつから同島が我が国の行政区域に編入されたのか（例えば鬱陵島史、同島の行政区域設定文書）、一九〇五年以前に我国が独島を管轄していたことを立証できる文献資料が必要」として探した²⁵。しかしそれは見つからず、韓国政府外務部が1955年に作成した『外交問題叢書第十一號 獨島問題概論』14頁では、1905年の島根県編入前に「独島」が「鬱陵島の行政区画に編入されたことが明示された公的記録がない」と率直に記された²⁶。これは、韓国政府が竹島領有論争における敗北を認めたに等しい。

その後、1960年代後半から1900年の「勅令41号」が領有根拠として主張されるようになった。「独島学会冊子」ではこれを根拠として主張していないが、現在の韓国政府外交部の広報冊子『韓国の美しい島、独島』では「大韓帝国が独島を鬱陵島管轄として明示した」と説明されている（24頁）。「勅令41号」が日韓両政府間の見解交換が行われた当時「我が国の行政区域に編入された」法令とみなされなかった理由は、次の1996年の宋炳基の説明でわかる。あまりに曖昧なのである。

宋炳基は「資料を通じて見た韓国の獨島領有権」（『韓国独立運動史研究』10集）で、「勅令41号第2条で鬱陵郡の管轄区域として蔚陵全島・竹島とともに規定している‘石島’とは、全羅南道沿海民たちや鬱陵島民たちが呼んでいた‘トクソム’あるいは‘トルソム’を漢訳したもので、その頃ソウルで呼んでいた于山島、すなわち今日の独島を指したものだ」と主張した。

その理由は、「全羅南道沿海漁民たちは鬱陵島を往来する途中でその東側200里（約50海里）隔てて位置する独島を目撃したのだ。またワカメを刈ったり魚をとるために、あるいは潮流や風浪によって独島にたどり着いたり、かすめていく場合もあったのだ。そして鬱陵島～于山島に関する文献に接することも読むこともできなかった船乗りたちは、彼らが目撃したり、たどり着いたりした独島に彼らなりに名前をつけたのだ」と述べた。全羅南道の方言では「トル（石）」を「トク」というので、石（岩）でできた竹島を「トクソム」と呼ぶのは自然だというのである（440頁）。

²⁵前掲註(15)「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(上)」43頁。前掲註(20)「独島問題,1952-53」152コマ。

²⁶『獨島問題概論』のこの文言を含む段落は「独島は記録と実際知識で早くからよく知られ、鬱陵島の一属嶼として封禁期中でも往来が絶えなかった」と始まる。よって「独島をあえて鬱陵島の行政区域に編入したと宣言する必要もなく、また今さら公的記録を残す理由もないのだ」と続く（13頁）。この「独島は～絶えなかった」は、崔南善^{チェ・ナムソン}「鬱陵島と獨島—韓日交渉史の一側面—④」（1953年9月6日付『ソウル新聞』）の一節である。池内敏『竹島—もう一つの日韓関係史—』（中央公論社 2016年1月 東京）には、1953年9月9日に日本政府に送られた韓国政府第1回見解と同年8月10日～9月7日に掲載された「鬱陵島と獨島」の内容とは「近似している」とある（204頁）。しかし、韓国政府見解で竹島の古称とされたのは「于山島」と「三峯島」であり、「鬱陵島と獨島」で主張された「可支島」ではなかった。前掲註(5)『反日種族主義との闘争』にも、「鬱陵島と獨島」での「最も重要な論拠はやはり于山島でした。今日の独島固有領土説は、事実上崔南善によって骨格が作られました」とある（258頁）が、これも事実ではない。なお、韓国政府第1回見解を作成したと思われる韓国代表部駐日代表部に対して「鬱陵島と獨島—韓日交渉史の一側面」が韓国政府外務部から送付されたのは、1953年の9月2・9日であり、崔南善のこの記事が第1回見解作成に影響を与えたと考えるのは難しい（前掲註(15)「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(上)」53頁。前掲註(20)「独島問題,1952-53」269・298コマ）。

この説明は憶測によるものであって説得力はない。宋炳基は竹島について、ソウルでは「于山島」、地方では「石島」と呼んでいたと述べたが、それでは、ソウルで作成された「勅令 41 号」ではなぜ「于山島」が使用されなかったのかという疑問は解消されない。

宋炳基は 1981 年の鼎談で「勅令 41 号」について、「現在では記録をこれ以上探すことはできない限り、やはり全羅道地方の方言を取り上げて説明するほかには違う道はありません。これだけでも十分な話になると思います。私も石島がすなわち独島だとする具体的な文書がないのかと考えて調査中です」と、説明が不十分であることを認めた（「獨島問題 再照明」203 頁）。しかし、1996 年の宋炳基の説明は 1981 年の鼎談の内容と大差はなく、その課題は解決されなかった。「資料を通じて見た韓国の獨島領有権」で「石（岩）でできた島」と、異なる概念である「石」と「岩」を同一であるかのように竹島を説明した点にも、苦しさが現れている。

重要なのは、当時竹島でアシカ猟などをしていた日本人が大韓帝国から「勅令 41 号」に基づく規制を受けた記録はないことである。「勅令 41 号」を根拠として提唱した一人である李漢基に対するインタビュー記事が、『新東亞』101 号（1978 年 7 月）の「特輯・獨島問題の再確認」にある。「1900 年の勅令よりも島根県告示以後に日本が実際に漁労作業をしたとか、実際に人が行って滞在したという具体的な証拠があれば日本側の実効的占有がより強いと見ることもできるのでしょうか」という質問に対して、李漢基は中井養三郎の竹島でのアシカ猟について、竹島を「わが国（韓国 - 藤井補注 - ）の地だと認識している以上、中井養三郎がそのような行動をしたとしても、それを実効的占有ということはできない」と答えた（132～133 頁）。竹島は朝鮮領ではないかという中井養三郎の誤解が解消されて、1904 年の「りゃんこ島領土編入並ニ貸下願」は提出された²⁷のであるから、この説明はおかしい。一方で、「勅令 41 号」に伴う大韓帝国の「実効的占有」については何ら言及していない。

このような状況を韓国の研究者が自覚していたかは不明であるが、彼らは日本の資料によって韓国の竹島領有の正当性を証明するという倒錯した方向に韓国の主張を導いていった。慎鏞廈は『獨島の民族領土史研究』で、「獨島が韓国領土であって日本領土ではないという歴史的眞実を（略）もっとも説得力があるように証明する方法の一つは、日本の公文書で獨島が韓国領土であることを証明する資料を捜して論証することだ」と強調したが（140 頁）、それが実行された。

「獨島学会冊子」⑦に「1696 年の日本政府公文書、1870 年の日本太政官と外務省の公文書、1876～77 年の日本太政官と内務省の公文書」が、「獨島は韓国という主人がいる島」という事実を明らかにしている」とあるのは、その実践例である。「1696 年の日本政府公文書」とは「元禄竹島一件」の関連文書、「1870 年の日本太政官と外務省の公文書」とは「朝鮮国交際始末内探書」²⁸、「1876～77 年の日本太政官と内務省の公文書」とは、次に述べる、1877 年の「太政官指令」関連文書のことであろう。

²⁷塚本孝「奥原碧雲竹島関係資料(奥原秀夫所蔵)をめぐって」(前掲註(20)『竹島問題に関する調査研究』最終報告書) 65～66 頁

²⁸「朝鮮国交際始末内探書」は、釜山で情報収集した外務省出仕佐田白茅らが 1870 年に外務省に提出した文書である。この末尾に「竹島松島朝鮮付属ニ相成候始末」(竹島松島が朝鮮付属になった始末)について調べてくるよう頼まれたことへの報告があった。そこには「松島については掲載した書類がない」と

(2)「元禄竹島一件」の恣意的解釈

「独島学会冊子」⑦で言及された「1696年の日本政府公文書」、すなわち「元禄竹島一件」に関する文書を検討したい。「元禄竹島一件」とは、17世紀末の鬱陵島(当時の名称は「竹島」)をめぐる日朝間の交渉であり、その結果幕府は鬱陵島渡航禁止を決定した。独島学会冊子で③～⑤の3項目を「元禄竹島一件」に費やしたのは、竹島が「韓国領土として存続してきた」と主張する根拠として、より強いと考えられたからであろう。日韓両国政府間の見解の交換では「元禄竹島一件」について、すでに次のような論議があった。

韓国政府は第2回見解で、「元禄竹島一件」の結果「日本政府は鬱陵島と于山島(日本人の言う松島)が韓国の領有ということを確認し、この二島が古代から于山国の領土として韓国に帰属するということが確認」されたと述べ、その証拠として「天保竹島一件」を示した。「天保竹島一件」とは、19世紀前半に密かに鬱陵島に渡って物産を持ち帰った浜田藩の町人が幕府によって処罰された事件である。

これに対し、日本政府は第3回見解で、「松島(今日の竹島)の場合は、元禄9年(1696年)の幕府の竹島(鬱陵島)渡海禁止措置とは関係ない」として、いくつかの根拠を示して反論した。うち一つが「天保竹島一件」であり、「竹島(鬱陵島)渡海禁止後も、松島(今日の竹島)への渡航はなんら問題なかった」と主張した。この事件の裁判記録に「最寄松島へ渡海之名目を以て竹島え渡り」とあり、現在の竹島は日本領と認識されていたことが根拠であった。

韓国政府は第3回見解ではこれに反論せず、「元禄竹島一件」による「出漁禁制後にも松島への渡航は問題がなかったとする文献を引用したが(略)これは一種の侵寇行為という他はない」と述べるしかなかった。日本政府は第4回見解でも、「天保竹島一件」を根拠として「竹島(今の鬱陵島)への渡航は禁ぜられていても、松島(今の竹島)への渡航は、なんら問題でなかったことを示している」と繰り返した。これに反論すべきであった韓国政府第4回見解は送付されなかったことは前述の通りである。慎鏞廈は『独島の民族領土史研究』で「天保竹島一件」に関する日本政府見解を紹介し(300頁)、梁泰鎮を「研究責任者」とする『韓国の領土管理政策に関する研究』でも「天保竹島一件」への言及はあった(146頁)²⁹。しかし、彼らの反論はなかった。

「独島学会冊子」でも「天保竹島一件」についての反論はない。ただ、「独島学会冊子」⑥の「三国接壤之図」の説明にある、「元禄竹島一件」以後日本で描かれた地図は「鬱陵島と独

いう文言があり、この文書は現在の竹島(江戸時代の日本での呼称は「松島」)が「韓国領土として存続してきた」ことを証明するものではなかった。「朝鮮国交際始末内探書」については、塚本孝「“独島連”の「島根県知事に対する質問書“独島20問”について」(第3期島根県竹島問題研究会編『第3期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』(島根県総務部総務課 2015年8月)) 223～224頁、同「朝鮮国交際始末内探書考」(『島嶼研究ジャーナル』12巻1号 2022年10月)に説明がある。

²⁹『韓国の領土管理政策に関する研究』のこの部分の註である、朴庚來「獨島の史・法的な研究」(韓国政府外務部編刊『獨島關係資料集(Ⅱ)-學術論文-(1977年8月)』)には、「天保竹島一件」の「発端はあくまでも松島は鬱陵島と同等の立場で禁止区域だということを認定したことでおこっている事件だと考えざるをえない」とある(326頁)が、これも根拠を示した上での主張ではない。

島を朝鮮領土として描いた」という強弁は、「元禄竹島一件」以後も「松島（今日の竹島）への渡航はなんら問題なかった」という日本政府見解に対応したものであろう。

「独島学会冊子」③～④では、1726年に対馬藩が編纂した『竹嶋紀事』から抜粋した「元禄竹島一件」関連文書が、「元禄竹島一件」で現在の竹島が朝鮮領になったという主張のために利用された。

「独島学会冊子」③（6～7頁）の、江戸幕府が「鬱陵島・独島を朝鮮の領土と再確認」したとする根拠は、江戸幕府の「元禄竹島一件」についての評議の記録であった。その説明として、「徳川幕府将軍と関白の1696年1月28日のこの決定で、'竹島渡海免許'と'松島渡海免許'は取り消されて、日本の漁夫たちの鬱陵島・独島出漁は厳格に禁止された」とある³⁰。しかし、日本人の渡航が禁止されたのは、評議の記録に日朝両国人の「入交り」が問題となったとある島、すなわち鬱陵島であって、現在の竹島への言及はない（この部分の原資料は「独島学会冊子」6頁に掲載されている）。この主張は誤りである。

「独島学会冊子」④（8～9頁）では、江戸幕府が「鬱陵島・独島を朝鮮の領土と再確認した事実は外交文書化されて朝鮮政府と交換された」とあり、元対馬藩主宗義真が朝鮮国の使者に鬱陵島渡航禁止を伝えた際の記録、および1698年の朝鮮国からの書簡に対する1699年の宗義真の返信が掲載された。前者には「両地の人が入りまじり必然的に密かに商いをする等の弊害が生じるおそれがあります（恐兩地人殺雜必有潜通私市等弊）。したがって、即ち令を下し、人が往って漁採することを永く禁じました（随即下令永不許人往漁採）」という説明があった（この部分の原資料は「独島学会冊子」8頁に掲載されている）。現在の竹島には朝鮮人は来ておらず、渡航禁止の対象ではなかった。よって、これらの文書は「独島を朝鮮の領土と再確認」したものではない。

「独島学会冊子」⑤（11～13頁）では、「独島学会冊子」③④で提示した「元禄竹島一件」関連文書で現在の竹島は言及されていないことに気づいたのか、その釈明が行われた。その一つが、「徳川幕府は独島（松島）を鬱陵島（竹島）の付属島嶼とみなしていた」という主張であった。「松島渡海免許」の申請・承認に関する当時の文書に「竹嶋之内松嶋」、「竹嶋近辺松嶋」、「竹嶋近所之小嶋」といった語句があり、1696年1月の渡航禁止の対象は鬱陵島と竹島を含むというのである。

「竹嶋之内松嶋」は1660年の亀山庄左衛門（大谷・村川家と幕府を仲介した旗本安倍四郎五郎家来）から大谷家への書簡、「竹嶋近辺松嶋」は1659年の安倍四郎五郎から大谷家への書簡、「竹嶋近所之小嶋」は1660年の亀山庄左衛門から村川家への書簡の写しにある文言であろう³¹。この釈明については、すでに次の反論がある。「付属島嶼であるとの認識」を示すとすれば、すでに竹島（鬱陵島）について渡海免許を得ていることと齟齬をきたす。「主島」の許可に「付属島」への渡海が包含されるはずだからである」。これらの文書は「松島が竹島の付

³⁰「独島学会冊子」では評議の日付を1696年1月28日としているが、添付資料では「丙子元禄九年正月二十八日」とあり、西暦では1696年3月1日である。また、渡航禁止は「徳川幕府将軍と関白の決定」としているが、この時「関白」は存在しない。宋炳基は、備辺司での供述で「安龍福が藩主や州守を誇張したものと考えられる」と指摘した（『鬱陵島と獨島 - その歴史的検証 - 』94頁）。

³¹前掲註(17)『竹島の歴史地理学的研究』80～81頁

属島であることの証拠ではなく、むしろ、松島について竹島とは別に渡海を願い出て、許可を得たこと、松島渡海が竹島渡海と並んで幕府公認で行われたことの証拠として重要な史料である」³²。

「独島学会冊子」⑤では、「元禄竹島一件」関連文書で現在の竹島は言及されていないことへのもう一つの釈明が行われた。1877年の「太政官指令」で「太政官と内務大臣が鬱陵島と独島は朝鮮領で日本と関係ない地だと決定した」と決めつけて利用したのである。「日本内務省が、1696年1月に徳川幕府将軍が鬱陵島（竹島）・独島（松島）を朝鮮領と再確認して決定した時の文書を筆写整理して1877年に太政官に提出した稟議書の付属文書に、‘次に一島があって松島（独島）と呼ぶ’とあり、‘そのほかの一島が独島（松島）であることを明確に明らかにしている、1696年1月の決定が竹島と松島をすべて含むことが明白になるのである」という主張である。この主張も誤りである。

まず、「太政官指令」で「太政官と内務大臣が鬱陵島と独島は朝鮮領で日本と関係ない地だと決定した」事実はない。1877年に明治政府の太政官が内務省に与えた「竹島外一嶋之義本邦関係無之義ト可相心得事（竹島外一島の件は、本邦（日本）とは関係ないとのことを心得るべし）」という指令（「太政官指令」）は、内務省の太政官への伺（上記「独島学会冊子」⑤の「稟議書」）の内容を追認している。よって内務省の伺を検討せねばならない。伺本文には、その島（「竹島」）は「別紙書類に摘採」されている日朝間のやりとりの結果、本邦と関係がないということになったが、版図の取捨は重大なことなので、念のため伺うとある。この「別紙書類」は、「独島学会冊子」③～④で利用された、「元禄竹島一件」に関する日朝間の往復書簡であった。そして、そこに現在の竹島への言及はなかった³³。「太政官指令」は現在の竹島に関するものではない。

次に、「次ニ一島アリ、松島ト呼フ」という文言のある書類「原由の大略」および付図「磯竹島略図」は、「太政官指令」の前年に島根県が内務省に提出した「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」－「竹島外一島」を島根県の地籍に入れるべきかを尋ねた伺－の添付資料である。内務省が明治時代の最新の地理情報を見捨て、これら江戸時代の地理情報だけに依拠して太政官への伺を作成したなどということはない³⁴。

「太政官指令」は鬱陵島（「竹島」）と「独島」を「朝鮮領土で日本と関係ない地」とした。「元禄竹島一件」の渡航禁止の決定の対象が「独島」を含むことが「太政官指令」およびその関連文書でわかる。「独島学会冊子」⑤はこのような主張である。しかし、1877年の自国にとって都合の良い解釈を、17世紀末の「元禄竹島一件」に遡ってあてはめる。このような手法は、理解し難い。

(3)日本の研究と資料の利用

³²前掲註(28)「“独島連”の「島根県知事に対する質問書“独島20問”について」223頁

³³塚本孝「“太政官指令”と元禄の日朝交渉」(『竹島資料勉強会報告書「明治10年太政官指令」の検証』(公益財団法人日本国際問題研究所2022年3月東京)28～29頁。

³⁴本報告書掲載の拙稿「新局面を迎えた「太政官指令」問題研究」参照。

李根澤は『獨島研究』所載の「“日本の獨島領有権主張の根據 - 資料を中心に - ”に対する討論」で、「日本には、まれではあるが、山辺健太郎、梶村秀樹、堀和生などのように日本側の獨島領有権主張に批判的なこれらの人々がいないことはない。(略)日本側から見て不利な資料を日本の資料の中で発掘できないか。国家的にそのような資料を静かに組織的に、そして長期的にあせらず収集できるよう長期計画を立てる」ことを提案した(130～131頁、筆者肩書は国史編纂委員會教育研究官)。

竹島の領有根拠を示すことができない韓国にとって、日本政府の見解を批判する日本人の存在は貴重であった。たとえば、柳炳華^{ユ・ビョンファ}「獨島の国際法問題」(『國際法學會論叢』41巻1号(大韓國際法學會 1996年6月 ソウル))では、「相当数の良識ある日本の学者たちも、歴史的文献など具体的証拠によって獨島が明らかに韓国の領土だと主張している」として、堀和生と山辺健太郎の著作を取り上げた(183～184頁、筆者肩書は高麗大法大教授)。また、李相冕^{イ・サンミョン}は「獨島領有権をめぐる韓日間の海洋管轄権問題」(『國際法學會論叢』41巻2号 1996年12月)で、「日本でさえも韓国の主張がより強いということを知っていた」と述べ、堀和生と梶村秀樹は1905年の竹島編入を不当としていると述べた(117頁、筆者肩書はソウル大学校法科大学教授)。

李根澤の提案との関係は不明であるが、1996年に韓国政府公報處海外公報館は梶村秀樹「竹島=獨島問題と日本国家」(『朝鮮研究』182号 日本朝鮮研究所 1978年9月 東京)と堀和生「一九〇五年日本の竹島領土編入」(『朝鮮史研究会論文集』24集 緑陰書房 1987年3月 東京)の韓国語訳を刊行した³⁵。前者の紹介文では、「獨島問題に対して関心を持つ読者に正しい認識を提供する」と刊行目的を述べ、「獨島は日本の韓国侵略に対する最初の犠牲物だ」という、事実とは異なる刺激的な文言があった³⁶。後者では、「本論文は1987年35歳の若さで獨島に関する膨大な資料を収集、分析して執筆したもので、獨島の歴史に関する権威あるものとして定評がある」と堀和生を紹介していた。

梶村秀樹の論考の韓国語訳は『新東亞』439号(1996年4月)でも、「日本の主張は膨張・植民主義の所産」と題して、慎鏞廈の論考とともに掲載された。これらを「韓日学者の代表論文」と紹介していたが、梶村秀樹は日本政府の見解を否定しており、「代表」は誤解を招く表現であった。また、山辺健太郎「竹島問題の歴史的考察」(『コリア評論』62号 コリア評論社 1965年12月 東京)の韓国語訳も『韓国論壇』80号(1996年4月)に同題で掲載された。

³⁵『資料 96-2 獨島問題と日本 - カジムラヒデキ - 』および『資料 96-3 1905年日本の獨島領土編入 - ホリカズオ - 』。いずれも発行月不明。

³⁶これは、日本の竹島問題の國際司法裁判所への付託を拒否した1954年10月28日付の日本政府に対する韓国政府の口上書の一節である。これに続いて「解放とともに獨島はふたたび我らの懷に抱かれた。この島に手を付ける者は全韓民族の頑強な抵抗を覚悟せよ。獨島は数個の岩ではなく我が同胞の領海の錨だ。これを失ってどうやって獨立を守るのか。日本が獨島奪取をもくろむのは韓国再侵略を意味するものだ。」とあるが、これは1963年2月8日付『韓国日報』(ソウル)に卞榮泰が寄稿した「獨島問題に関して」の一節である。紹介文では、1950年代初めに卞榮泰(外務部長官 在職1951～55)が書いたものと説明されているが誤りである。この文章は、この年の1月に大野伴睦自民党副総裁が「竹島共有論」を述べたと報道されたことに反発して書かれた。なお、「領海の錨」は「榮譽の錨」の誤りである。

山辺健太郎・梶村秀樹・堀和生の論考は、1905年の竹島編入を日本の侵略とするものであったが、その前提となる、それ以前に朝鮮人が自国政府の公認の下に竹島で活動した事実や、日朝両国政府間で竹島を朝鮮領と取り決めた資料、すなわち竹島が大韓帝国領であった根拠を示してはなかった。わずかに堀和生は1877年の「太政官指令」を取り上げたが、それも明治政府が鬱陵島と竹島を「日本領に非ずと公的に宣言した」と説明しており（104頁）、両国間で朝鮮領であると合意したとは述べていない。彼らは、日韓両国政府間の見解の交換で韓国政府に与えられた、「韓国が島根県告示より以前から竹島を有効に経営していたということが立証」されねばならないという課題を解決したわけではなかった。

しかし、彼らが日本政府の見解を批判するために取り上げた資料を韓国人研究者は利用した。慎鏞廈は、1981年の鼎談「獨島問題 再照明」が呼び水になって、日本人研究者から「太政官指令」をはじめとする資料の提供を受け、自らの論考でそれを利用したと述べている（『独島の民族領土史研究』141～142頁）。具体的には、堀和生が「一九〇五年日本の竹島領土編入」で紹介した1877年の「太政官指令」を慎鏞廈は「朝鮮王朝の獨島領有と日本帝國主義の獨島侵略：獨島領有に対する實證的一研究」（『韓国独立運動史研究』3輯 1989年11月）で利用し、それは「独島学会冊子」⑤に反映された。また慎鏞廈は、堀和生の論考では詳述されなかった、「太政官指令」の関連文書も「韓国の固有領土としての獨島領有に対する歴史的研究」（韓國社會史研究會編『韓国社会史研究会論文集』27輯 文學と知性社 1991年12月 ソウル）で取り上げた。それは、「太政官指令」の元になった内務省の伺に添付された別紙書類であり、「独島学会冊子」③④で利用された³⁷。

「独島学会冊子」は、「日本の主張はなぜ誤りなのか」という標題でわかるように、韓国が本来すべきであった自国の領有根拠を示すことよりも日本の主張を批判することに主眼があった。日本の主張を批判しても、それだけで韓国の竹島領有根拠が生まれるわけではない。しかし、日本に残された資料の中に韓国にとって有利に見えるものを切り取り、それによって日本の主張を批判するという手法は、日本人の研究を利用することによって厚みを増すことになった。日韓両国政府間の見解の交換ですで見られた、このような手法への対応に日本は労力を使わざるをえず、また、論争が行われることによって、韓国にもそれなりの主張がある、すなわち韓国が領有根拠を持つかのような印象を与える弊害があった³⁸。

³⁷実は、内務省の伺の別紙書類は全部で4つあり、「独島学会冊子」③④ではそのうち一つは利用されなかった。それは対馬藩主に対する1698年の朝鮮国からの書簡であった。そこには1696年に来日して何事かを訴えた安龍福について、その「呈書」のごときは「妄作（でたらめな作りごと）」であって彼をすでに処罰したという記述があった。安龍福は朝鮮政府を代表していないという事実は、慎鏞廈「韓国の獨島領有と日帝の獨島侵略」（『韓国独立運動史研究』10集）の、「蔚山の漁夫安龍福の猛烈な活動は鬱陵島と獨島を守るのに大きな役割を果たした」（417頁）という賞賛とは異なる。「独島学会冊子」の筆者は、堀和生が提供した資料を取捨選択しながら利用した。また、『独島の民族領土史研究』で慎鏞廈が利用した「朝鮮国交際始末内探書」も、山辺健太郎『日韓併合小史』（岩波書店 1966年2月 東京）で紹介され（18頁）、李漢基『韓国の領土』273頁で利用されていた。なお、「朝鮮王朝の獨島領有と日本帝國主義の獨島侵略」と「韓国の固有領土としての獨島領有に対する歴史的研究」は、『独島の民族領土史研究』の第3部と第2部となった。

³⁸日本に残された資料を利用する手法の例として、前掲註(28)「“独島連”の「島根県知事に対する質問書“独島20問”」について」の反論対象になった「獨島を日本に知らせる運動連帯」の質問書がある。2014年のこの質問書は、韓国の領有根拠を示さず、質問のほとんどが日本の資料の解釈を問うものであった。

④1996年の韓国の主張と現在

(1)1996年の韓国の主張のまとめ

以上検討してきた1996年の韓国の民間で行われた主張をまとめてみたい。

第一は過去の論議との断絶であった。1950～60年代の日本政府との見解交換で、韓国政府は1905年の竹島編入を「日本帝国主義の一連の侵略行為の一環」と非難した。これに対して、日本政府は「韓国が島根県告示より以前から竹島を有効に経営していたということが立証されない限り、かかる議論は全く根拠がないと反論し、韓国政府はこれに対応できなかった。1996年の韓国人研究者も、朝鮮人が自国政府公認の下に竹島で活動した実例を示すことはなかった。朝鮮の古文獻の「于山島」を「松島（江戸時代の竹島の日本における呼称）」に読み替える解釈の問題点の指摘にも答えなかった。1900年の「勅令第41号」について、「全羅道地方の方言」による島名の説明はさらに調査が必要であるという、1981年の鼎談での宋炳基の問題提起への説得力ある回答もできなかった。

第二は、竹島問題に関する日本政府の見解を批判する日本人研究者の主張や、彼らを取り上げた資料を韓国人研究者が利用したことである。これら日本人研究者たちは「韓国が島根県告示より以前から竹島を有効に経営していた」事実を証明したわけではなかった。しかし、慎鍾廈の「独島が韓国領土であって日本領土ではないという歴史的真実を（略）もっとも説得力があるように証明する方法の一つは、日本の公文書で独島が韓国領土あることを証明する資料を捜して論証することだ」という提唱が行なわれた。このように、韓国の主張は、自らの竹島領有根拠を示すよりも、日本の資料を韓国の竹島領有根拠にするという、倒錯した方向に強化されていった。

(2)現在の韓国の主張

1996年以降に竹島領有主張の発信に参加した韓国の研究者たちの言説を見ると、1996年の主張と大差はない。韓国の最大の課題は、1905年の「島根県告示より以前から竹島を有効に経営していた」事実を示すことであったが、その課題は解決されていない。

「現在、私たちは「石島＝独島」説を立証する作業の他に、1905年以前の我が国の実効支配を立証しなければならない二重の課題を抱えている」と、課題に取り組もうとする動きもある³⁹が、その成果は見られない。また、「歴史は状況証拠で推量して解釈したりもする。考古学による歴史は大部分推量だ。日本は神話を基に712年の古事記、720年の日本書紀でBC660年に建国されたと日本史を記録した。独島は人が居住できない岩島で鬱陵島から眺めて見られるために鬱陵島の人々が漁場で活用したと推量される」と、問題の本質を理解しようとしないう言説もある⁴⁰。

³⁹柳美林（韓亜文化研究所長）「独島研究と資料発掘の重要性」（『独島研究ジャーナル』26号（韓国海洋水産開発院 2014年3月 ソウル））67頁。

⁴⁰崔長根（大邱大学校教授）の2020年7月5日付『韓国日報（電子版）』への寄稿文「歴史的に日本の竹島は古くからあり、韓国の独島はなかったのか」。

現在の韓国政府外交部の広報冊子『韓国の美しい島 独島』でも、「韓国が島根県告示より以前から竹島を有効に経営していた」事実は示されていない。『韓国の美しい島 独島』には、「特に、『東国文献備考』「輿地考」(1770年)などには、「鬱陵(鬱陵島)と于山(独島)はみな于山国の地であり、于山(独島)は日本の所謂松島なり」と記述されており、于山島が独島であり、韓国領であることをより明確にしています」とある(6頁)。韓国政府は、日本政府第4回見解の朝鮮の古文献の「于山島」をすべて「松島」に読み替える解釈の問題点の指摘に向き合っていない。

韓国の竹島問題研究において過去の論議との断絶は今も変わらない。第4回見解を韓国政府に送付して以来60年を経過したが、日本政府は韓国政府からその回答を受け取っていないのである。

1996年の韓国の主張のもう一つの特色は、日本政府の見解に批判的な日本人研究者の主張、および彼らが利用した資料の利用の強化であった。資料のうち現在でも注目度の高い1877年の「太政官指令」は、17世紀末の「元禄竹島一件」で日本が竹島を朝鮮領と認めたという主張の根拠として利用された。

現在の『韓国の美しい島、独島』でも、「「太政官指令」を通じて、日本政府が17世紀の朝日両国間における鬱陵島争界(竹島一件)の交渉過程で鬱陵島と独島の所属が確認されたことを認識していたことがよく分かります」という説明がある(23頁)ように、1996年の主張の特色を継承している。これは「太政官指令」についての自国に都合の良い解釈を過去の「元禄竹島一件」の解釈にあてはめるもので、適切ではない。

おわりに

1996年、国連海洋法条約に基づく新日韓漁業協定作成のための交渉開始と関連して韓国の竹島領有主張の発信は強化された。発信を担ったのは、主として、1930年代生まれの「第二世代」というべき研究者たちであった。彼らには、1977～78年の竹島への領海12海里設定と日本漁船排除をめぐる日韓の対立によって竹島問題への関心を深めた共通点があった。

彼らには、1950～60年代の日韓両政府間の竹島問題に関する見解の応酬で韓国側見解作成を担った「第一世代」が未解決のまま残した課題があった。その最大のものが「韓国が島根県告示より以前から竹島を有効に経営していた」事実を示すことであった。しかし、彼らはその課題に対処できなかった。

そのため、彼らは竹島問題に関する日本政府の見解を批判する日本人研究者の主張や、そこで取り上げられた資料の利用を強化した。これらの日本人研究者は「韓国が島根県告示より以前から竹島を有効に経営していた」事実を証明したわけではなかった。しかし、「太政官指令」

<https://www.hankookilbo.com/News/Read/A2020070522500001205> (2022年4月23日最終アクセス)。「日本は、1905年の島根県告示40号で、国際法にしたがって独島が無主地なので先占して日本領土になったという主張を正当化するため、1905年以前に韓国領土としての証拠を全部否定しなければならなかった」と述べ、それを批判しようとしたものだという。

をはじめとする「日本の公文書で独島が韓国領土あることを証明する資料を捜して論証する」という倒錯した試みは強化され、現在も行われている。

「第一世代」の研究者のうち、申奭鎬(国史館長(在職 1946～49)、初代国史編纂委員長(在職 1949～65))と李丙燾(ソウル大学校文理大学教授(在職 1946～61))は、日本統治期に朝鮮総督直轄の朝鮮史編修会で働いた⁴¹。そのような経歴を持つ「第一世代」が、韓国政府の度重なる督促にもかかわらず、日本政府第4回見解への回答を作成しなかった。現在の韓国の竹島問題研究者は、この事実から目をそらしてはならない。この事実は、日本統治期に高等教育を受けた「第一世代」が実証研究を重視していたとするならば、彼らなりのその表現であったように思われる。

⁴¹そのため、親日人名事典編纂委員会編『親日人名事典』(民族問題研究所 2009年11月 ソウル)では、彼らは「教育学術分野」で「親日派」とされた(376～377頁・876～877頁)。なお、キム・ビョンギ『李丙燾・申奭鎬は解放後どのようにして韓国史学会を掌握したのか - 朝鮮史編修会出身たちの解放後の動向と影響』(カラム歴史文化研究所 2020年9月 ソウル)には、二人が竹島問題で韓国側主張を形成したことへの言及はない。